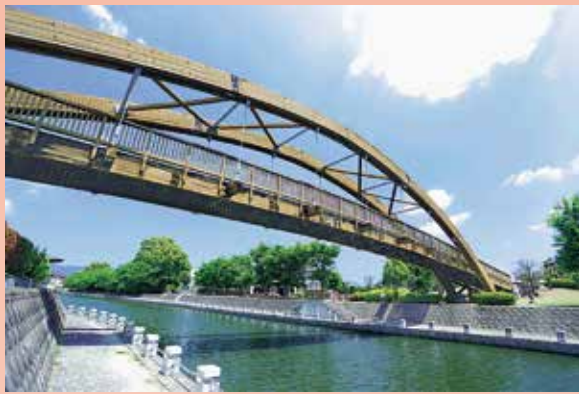


阿波の自治



2

巻頭言

地方創生とは？

牟岐町長 福井雅彦



5

特集

「住んでみんなで徳島で！」 新たな移住交流戦略の展開

～「とくしま回帰」実現に向けて～

徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課長 平井琢二

18

地方自治雑感

上勝百景 ～最も小さく最も元気な町に赴任して～

上勝町副町長 森周一

20

市町村情報

地方創生の動き

～第89号からの新企画登場～

市町村が行う「地方創生への先導的な取組」に対し、県がコンシェルジュ機能を果たしながら、規制緩和や税制等優遇、財政支援をパッケージで行い、国の「地方創生特区」の指定・推進を目指す、徳島版「地方創生特区」に指定された事業をご紹介します。

徳島版「地方創生特区」について ～那賀町「徳島ドローン特区」～

那賀町まち・ひと・しごと戦略課ドローン推進室課長兼室長 三好俊明 …… 20

研修生だより

研修の思い出

吉野川市水道部経営企画課主査 原井慎司 …… 22

研修の思い出

美波町税務課主査 永本嘉彦 …… 24

「子育て支援対策」を受講して

神山町教育委員会事務局主事 駒形良介 …… 26

28

実務コーナー

初の18歳選挙権と参議院合同選挙区

市町村課主事（行政担当） 宮田莉沙 …… 28

地方財政・地方創生分野での「見える化」の動きについて

市町村課主事（企画財政担当） 佐々木大祐 …… 32

マイナンバーカードの普及・利活用について

地域振興課主事（情報企画担当） 喜田慎也 …… 37

一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業について

地域振興課主事（地域企画担当） 別宮真希子 …… 41

「地域ベンチャー留学」に見た「四国の右下」移住・定住促進施策について

南部総合県民局経営企画部主事（地域振興担当） 棚野吉彦 …… 45

地域おこし協力隊の取り組みについて ～にし阿波の事例から～

西部総合県民局企画振興部主事（にし阿波振興担当） 宮成将也 …… 48

こちら編集部 …… 52



■表紙写真 藍住町

- 1 みどり橋
- 2 藍の館
- 3 南陽神社 秋まつり
- 4 藍住町マスコットキャラクター あいのすけ
- 5 パラ園



これまでの国の取り組み

昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法の制定、昭和六十三年のふるさと創生事業の実施、平成十二年の過疎地域自立促進特別措置法の制定、平成十七年の地方再生法の制定等、これまでも過疎対策や地方再生に係る多様な施策が施行されたが、多くの地方の過疎化の状況はほとんど改善されていない。

過疎地域にとっては、本当に有難い法令も制定され、財政的には少しゆとりが生まれているが、法令の名称とは裏腹に、過疎化は着実に進行している。

一昔前、農林漁業の従事者の家督を継げない者は、自らの仕事を求め都会に出たが、現在は、その一次産

地方創生とは？

業自体が家族の生計を支えることができなくなっている。

つまり、多くの田舎の基幹産業である一次産業に限定して言えば、田舎に仕事はほとんどなく、多くの一次産業の従事者の子供は、都会に雇用を求め田舎に帰って来ない。その結果が過疎地の現状であり、公共施設は整備されても利用者は減少を続けている。

牟岐町の歴史と現状

戦前は、牟岐町の漁業は、沖合漁業である大掛かりカツオ漁業やマグロ延縄漁業で日本有数の漁業の町として栄え、戦後は、近海漁業や遠洋マグロ漁業等で活気があり、全国的にも有名な漁業の町であった。また、

炭や薪を生産する林業でも、昭和三十六年頃までは、木炭三万五千俵／年、薪五十万束／年と日本有数の出荷量を誇り、全国的に有名な林業の町でもあったが、昭和四十五年には、両者とも全く生産されなくなった。

元来、牟岐町は漁師町として発展してきたので漁民生活に必須な商いが多く、また魚商人が多く、阪神・九州・播磨方面まで進出し、船で生魚や干物類を積んで行き、帰りに反物、みかん、酢、

牟岐町長

福井雅彦



昭和の牟岐駅



元醤油醸造家

刃物、葉等を仕入れ販売した。また、工業も漁業中心の漁業関連工業として発展したものが多く、造船業、水産加工業、鯉節製造、干物製造が多く、他に、食品製造業や繊維産業もあった。

また昭和十七年、国鉄牟岐線が開通し、牟岐駅がターミナル駅であつ

たことから、多くの人々が牟岐の町に溢れる時代もあった。戦後、多くの夢見る若者が牟岐の町を去ることであっても、昭和三十年代は、牟岐町の人口は、一万人を超えており、中学校も千人余りの生徒が通い、国の出先機関である検察庁、裁判所、公共職業安定所などが設置され、県立病院や警察署もあり、牟岐の町は活況を呈していた。

しかしながら現在は、林業で生計を立てるものもおらず、専業農家も後継者がおらず、二つある漁協の水揚げが年三億円余り、一世帯あたり年百五十万円程まで減少し、とても結婚し家庭を守る収入を確保できない。

過疎地牟岐町の課題

日本全国の過疎地といわれる地域において、地方創生のための課題に多少差異はあっても、多くの共通点があると思われる。その一つが、課題解決意欲を持つ

た若者の不足である。役場に一定数の若い職員は居るが、元来、行政は必要な行政サービスを提供することに専念しており、地方創生を業務とする組織がなかった。牟岐町の場合、地方創生の担当は、財政・防災・統計・企画・職員給与等を担当する総務課と、土木建築・地籍調査・農林漁業・商工・観光を担当する産業建設課とのいずれかが担うこととなるが、いずれにしても従来の行政サービスを滞りなく遂行することが優先されてお

り、地方創生に関わる総合的な業務に対応できる組織を設置できていない。

現在は、この産業建設課を産業課と建設課の二つに分け、地方創生は雇用の創出つまりは産業振興が主となること、産業課に地方創生担当を一人配属しているが、現在の牟岐町の職員数では、これが精一杯の職員配置である。

次に、地方の大きな課題の一つが、不動産の管理である。人が少な



耕作放棄地

く、土地・建物の適正な管理が困難になっている上、多くの山野の所有者が地元に住らず、有効活用しようにも所在不明や代替わりによる所有権者の増加、さらに自分の所有地の認識もできておらず、田舎の土地活用が極めて困難となっている。

土地ほどではないが建物も実質的な所有者が不在のものが散見され、周辺に迷惑をかける建物が増えている。法的には、空家特措法や空家条例などにより、危険空き家は行政が

適正に処理できるが、これも専属の職員が居なければ進まない。

また、道路や空き地の雑草、あるいは道路際の樹木の枝葉が通行障害あるいは周辺環境の悪化を招き困っている。牟岐町では、建設現業の方が四人でこれに対応しているが、町道の草刈りが年に二〜三回で精一杯の状況であり、耕作放棄地やその周辺の農道等は草が生え放題となっており、この荒地・空家の拡大が過疎地のイメージを更に悪化させ、かつての日本の美しい田園風景や家並みが失われつつある。

田舎の存在意義と 地方創生の意義

田舎は、都会に対しての田舎であり、日本の社会において、歴史的にも文化的にも特色のある多様な社会あるいは空間であると思われる。それは決して自然と同意語ではなく、我々の先祖が、荒地を開拓し厳しい生活を生き抜いてきた悠久の歴史の中で、築き上げてきた他に例を見ない歴史と文化の集積地である。美しい日本の心象風景とは、日本各地

の田舎にある先祖が切り開いてきた山野の造形美であり、苦しい生活の中で作り守ってきた住家との心安らぐ調和である。現在の多くの都会人は、元来は田舎出身であり、これまでの日本の歴史を振り返っても、田舎あるいは田舎の人間が果たしてきた役割と成果は大きいと思われる。しかしながら、現在の田舎は、多くの有意な若者が都会に出て行った、あるいは将来も出ていく運命にある揺籃場のような場所となっており、田舎の存続は極めて困難な状況にあると思われる。

牟岐町は九月一日現在、高齢化率が四十七%を超え、人口も毎年二%前後減少を続けている。かつて栄えた一次産業の従事者も、年を追って生活が厳しくなっており、また一次産業と共に栄えた商工業も毎年のように販売額が減少を続けている。このような中、田舎は地方創生による雇用の増・人口の増を求められており、多くの市町村にこれまでにない新たな取り組み、地方の将来に向けた本質的な取り組みが求められている。そこで第一に考えられるのは、手に職のある人間の移住を求め

ることであるが、神山町や美波町のような取り組みは現時点では不可能であり、今後の課題である。

次に考えられるのは、観光振興による交流人口の増、そして収益の増、雇用の増であるが、これまで観光に力を入れて来なかった我が町では観光資源に乏しく、また観光客を受け入れる体制も整っていない。平成二十四年から、出羽島の重要伝統的建造物群の選定を目指し取り組みを進

めているが、平成二十八年度中に漸く念願が叶いそうである。出羽島が重伝建に選定されると、正しく牟岐町の観光拠点ができることとなり、観光振興に向けた町民の希望の火が灯ると思っている。交流人口の増加により、一次産業を始めとした各種産業の活性化への相乗効果を期待している。

国は今、一億総活躍社会の実現により、人口減少社会における経済成長を目指そうとしているが、『国土



出羽島全景

の均衡ある発展』あるいは『地域の個性ある発展』が、一億総活躍社会の構築には必須のことであり、正しく国の思いが我々の思いと同一であると信じ、我が町の地方創生に懸命に取り組むたいと思う。

(文化審議会は、平成二十八年十月二十一日に、牟岐町出羽島地区を重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)に選定することを文部科学大臣に答申しました。)

「住んでみんなで徳島で！」

新たな移住交流戦略の展開

「とくしま回帰」実現に向けて

徳島県政策創造部地方創生局

地方創生推進課長 平井 琢二

1 はじめに

平成二十七年に実施された国勢調査の結果によると、五年前の調査と比べ、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の計一都三県では、五十一万人もの人口増となる一方、戦後増加し続けてきた大阪府の人口が、六十八年ぶりに減少に転じたことに象徴されるように、徳島県を含む三十九もの道府県で人口減少となるなど、「東京一極集中」や「地方の人口減少」に歯止めがかからない状況が明らかになったところでは、

「かけがえのない地方の暮らし」を破壊しかねない、過度な「東京一極集中」の進行を何としても食い止め、地方への新たな人の流れを創り出すためには、国・地方を挙げての「地方創生」

2 徳島県版総合戦略の策定

に向けた取組みが不可欠です。

徳島県では、「待ったなし」の人口減少対策に、「自然動態」と「社会動態」の両面から、いち早く徳島ならではの対応を講じていくため、全国に先駆けて、平成二十七年七月に、「県版総合戦略」を策定しました。

その名は、「vs東京」とくしま回帰『総合戦略』。

東京一極集中の是正に向けて、何としても「地方への新たな人の流れ」を生み出すため、U・Jターンをはじめ、企業や政府関係機関の「とくしま回帰」を創出し、加速していくんだという、強い想いを前面に打ち出しております。そして、戦略の一丁目一番地として、

冒頭に掲げた政策が「移住交流の推進」です。

移住者数の数値目標である、KPI（重要業績評価指標）については、平成二十五年実績が八十五人であるところを、「平成三十一年度までに八五〇人の移住を実現すること」を掲げます。

3 プラスサムへ

東京から、地方に人が移っても、日本全体ではプラスマイナスゼロ、「ゼロサム」であり、日本全体の人口増に繋がらず、本当に意味があるのかとの意見も聞かれるところでは、

しかし、「東京でそのまま住み続ける」よりも、「地方に移住し、地域に貢献し、子育てもしやすい」となれば、その効果は、ゼロサムではなく、「プ

ラスサム」です。

「とくしま回帰」を通じまして、徳島のみならず、日本全体としてのプラスサムにいかにか持っていきけるかが、「移住交流」をはじめ「地方創生関連施策」を進めるに当たってのポイントだと考えています。

4 「vs東京」の発信

平成二十六年九月、徳島県では、若手職員からなるタスクフォースのもとで、これまでにない斬新な発信戦略として、エッジの効いた新たな共通コンセプト「vs東京」を打ち出しました。この「vs東京」という尖った共通コンセプトは、

- ・都市住民には地方の良さの「気付き」を与え、
- ・徳島県民には郷土の豊かさへの「誇り」を持っていただく

・東京にはない「徳島ならではの魅力・価値」を強みに発信し、
 ・徳島への新しい人の流れを創りたいという想いを込めており、「地方創生」の理念とも軌を一にしています。

また、「vs」の意味する「対(たい)」は、「1対」の「対(ついで)」とも読めます。

二〇二五年には七十五歳以上人口

が一七五万人も増加すると見込まれる高齢者問題の解決や、東京オリンピック開会式における阿波おどり派遣といった文化交流などについて、地方と東京が「1対」となって課題解決に取り組みようという狙いも、

「vs東京」には含まれています。

今後とも、「十の宣言」をはじめ、「vs東京」の旗印のもと、東京と1対となって、互いの持ち味や強みを活かしながら、新しい人の流れづくり、ひいては地方創生の実現に、繋がっていきたく考えています。(資料①)

5 「住んでみんなで徳島で！」県民会議の設置と行動宣言

国では、「地方居住」への機運醸成に向けた国民運動を展開するため、平成二十七年五月、「そつだ、地方で暮らそう！国民会議」を創設しました。

徳島県においても、このような国民会議の行動に呼応するとともに、「とくしま回帰」に向けた県民運動を挙

資料①

徳島は子育てする VS 東京

大切なものを失いつつある均質化された都市に放つ 徳島県からの10のメッセージ。

これからの日本はどんな道を進むのでしょうか。少子高齢化、市町村消滅の危機、国際競争力の衰退、ワークライフバランスの改善や健康意識の高まり、気候変動による生活への不安が、新たな子どもを産み育てる、暮らすのハードルを上げて、人々の行動の妨げとなります。徳島には、そんな日本をゆく先を知らずいつかの光が行っています。あるものはあきらめと取り、あるものはまだ光がなつかしくもありません。私たちはその光を決して諦めず、よりいっそう輝かせていくことで、日本の行く道を明るく照らし、均質化された世界に「こんな豊かな生き方もあるんだ」ということを発信していきたいと思えます。徳島の誇る10箇の光。私たちはこれを使います。もっと輝かせていくことを、ここに宣言します。

1. ここなら安心して子育てできることを。
2. 歳をとってもいきいきと輝けることを。
3. しなやかに災害に立ち向かうことを。
4. 山奥でも速い、日本一のネット環境を。
5. 女性が自分らしく生きられることを。
6. この地で生まれる、世界を変えるイノベーションを。
7. 日本の原風景を残していくことを。
8. この土地の「食」は、幸せをもたらすことを。
9. 世界に誇れる文化を発信することを。
10. 「おもてなし」のルーツがここにはあることを。

日本の未来を照らす、徳島の数値データ一列

- 9.81% 女性就業率 全国トップクラス!
- 18:02 仕事からの平均帰宅時間 全国1位
- 62.9% LED出荷量 全国1位
- 1,986人 特別養育老人ホーム待機者数 全国最小
- 89.8% ケーブルテレビの普及率 5年連続 全国1位
- 81.2% 光回線普及率 全国1位

徳島県には全国に類する数値データや、新しい環境を創っている人々があります。
<http://www.vs-tokyo.jp>

一致で推進するため、平成二十七年七月七日に、産学官金労言の代表者からなる「地方創生「挙県一致」協議会」の三十六名のメンバー全員が参加し、「住んでみんなで徳島で！県民会議」を設置しました。

また、この日、次の「三つの行動宣言」が採択されたところです。

- 一 住みたい・働きたい「とくしま回帰」を加速するため、「移住交流」や「徳島ゆかりの方の里帰り」を促進します。
- 二 地域における仕事づくりを推進するため、「地域産業の未来に向けた競争力」を強化します。
- 三 「子育ての喜びを実感できる環境づくり」とともに、「活力ある暮らしやすい地域づくり」に取り組みます。

二〇二五年には七十五歳以上人口

6 とくしま回帰の現状

「vs東京」「とくしま回帰」総合戦略」では、基本目標の第一に掲げた「新しい人の流れづくり」の数値目標として、平成二十六年年度の一年間における転出超過数が一、七二三人であるとすることを、五年後に「転入転出者数を均衡すること（社会増減ゼロ）」を掲げています。

しかしながら、本県推計人口によると、平成二十七年年度一年間の転出超過数は二、〇二三人と、平成二十六年年度を三〇〇人上回るという、厳しい結果となっており、本県においても、東京一極集中が加速している影響が色濃く表れています。

こうした状況にあっても、「転入者数」は、平成二十六年年度と比べ、一五五人増と、着実に増加していることから、今後とも、四年後の社会増減ゼロを目指し、「転入促進策」をより一層進化させていくことが必要と考えられています。

7 切れ目ない「移住交流支援策」

(1) 基本スタンス

「移住交流の推進」に当たっては、県内二十四市町村との連携のもと、移

住希望者目線に立った、「情報発信」から「ワンストップ相談」、「フォローアップ」、「移住実現コーディネート」に至るまでの、各ステージに応じた「切れ目ないサポート」が不可欠であると

考えています。(資料②)
併せて、若者から高齢者に至る「各世代のニーズ」にきめ細やかに対応することも、移住実現に向けた重要なポイントです。

資料②

【政策創造部】

住んでみんで！進化する「とくしま回帰」戦略

【平成28年度当初予算額 46,000千円】
【平成27年度2月補正額 48,500千円】

新 住んでみんで徳島で！とくしま回帰促進事業 (48,500千円) **「相談」から「移住」まで「切れ目ない」サポートを展開！**

I 進化するワンストップ窓口

■「とくしま移住交流促進センター」【徳島】

「どこから」でも「双方向」で相談！

「移住コンシェルジュ」とSkype相談！

・双方向通信ツール・Skype(テレビ会議システム)を導入！

・移住コンシェルジュと顔の見える相談を実現！

「移住コンシェルジュ」と気軽にチャット！

・スマホ等を利用し、チャットによる相談を実現！

■「住んでみんで徳島で！移住相談センター」【東京 大阪】

・【東京】常駐の「移住コンシェルジュ」を機能強化
⇒ より機能的な相談スペースを確保！

・【大阪】月1回の移住相談会を充実
⇒ 市町村とのタイアップを強化！

II きっかけづくり・フォローアップ

■ 都市部での移住交流イベントの充実

・きめ細かなニーズに対応したイベントを開催！
⇒ 移住・交流ガーデンなどを積極的に活用！

・将来世代応援知事同盟共同事業の進化！
⇒ 徳島ファン拡大の絶好のチャンス！

■ 「とくしまで住み隊会員」増加戦略の展開

・「移住サポート企業」の「おもてなし」により「住み隊会員」への「特典サービス」を充実
⇒ 県人会や同窓会を活用し、本県ゆかりの方へリターンを呼びかけ

III 移住・定住へ

■ 移住コーディネーター機能の強化

・「移住コーディネーター」の育成強化
⇒ 地域コーディネーターを本格育成

・移住後のサポート体制を構築
⇒ 3圏域で「移住者交流カフェ」を開催

■ 県が率先して働く場を確保 ～ スキルや経験を活かして活躍！～

「とくしま回帰人材」活用制度の創設

・「非常勤特別職」による採用枠を設定！

・移住・定住を促進し、徳島で活躍！

【経営戦略部・保健福祉部と連携】

「移住関連しごと情報」の一元的な発信

・県関係団体をはじめ、移住関連採用情報を集約！

新たな移住HPIポータルサイト設置

(2) 転入状況アンケート

前述のとおり、県全体の移住者数目標としては、平成三十一年度までに八五〇人というKPIを掲げています。

この「移住者数」をいかに的確に把握するかが、実は自治体にとって重要な課題となっています。「移住者とは」という定義が、全国的にも定まっていない実情があるのです。

移住者数をはじめ、移住に関するデータを体系的に収集・分析し、PDCAサイクルを活用することにより、移住関連政策の見直しや検証を通じ進化させていくことは、大切なことです。徳島県では、平成二十六年度までは、各市町村が移住交流窓口を通じて把握した移住者の数を県が集計し、公表す

るという方式をとってまいりました。

しかしながら、この方式では、県全体の「県外からの移住者数」は、平成二十五年度は八十名、平成二十六年度は六十五名に留まっており、実態を適切に把握できていないのではないかと課題意識を有していたところです。

そこで、昨年度から新たに市町村の協力を得て、県内統一様式による「転入状況アンケート(資料③)」を実施し、集計・公表をすることといたしました。市町村におかれては、アンケートの趣旨をご理解いただき、的確な移住者数の把握と、データ分析に繋げることが出来るよう、引き続きご協力をいただきますよう、お願いいたします。

(3) 平成二十七年年度のアンケート結果

アンケートの結果、平成二十七年年度の県外からの移住者総数は六一二人と、平成三十一年度の目標値八五〇人の七十二%に及び達成率となっています。まだまだ一喜一憂する段階ではありませんが、今後も、目標値を早期に上回るよう、県を挙げての取組みを進めて参ります。(資料④)

内訳を見てみると、移住者の主な以前の居住地は、東京圏では東京都が六十五人、神奈川県が十八人と続き、関西圏では大阪府が一一人、兵庫県が五五人などという結果となっております。

また、移住のきっかけとして、最も多かったのは「起業・転職・就職・転職(自分の希望)」であり、五十一%と過半数を占めています。

移住先として、その地域を選んだ理由で最も多いのは、「両親や祖母がいる」で四十九%でした。

U・Jターン別に見ると、Uターンでは「両親や祖母がいる」のきっかけが七十六%であり、Jターンでは「自然環境」が三十%と最も多数でした。今後とも、年度途中の速報段階も含め、アンケート結果を出来るだけ詳細に分析し、スピード感を持って市町村に提供して参ります。

資料③

【転入届受付時のアンケート用紙】

転入状況アンケートについてのお願い

〇〇市(町村)および徳島県では、少子・高齢化(や過疎化)により人口減少が続いています。この傾向を少しでも緩やかにしていくと、定住人口の増加に向けて、移住される方の受入れを積極的に進めています。

そこで、移住者(転入者)の状況を把握するため、次のアンケートにお答えいただければと思います。お忙しいところ恐れ入りますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

該当するもの1つに ☑ を入れ、() に記入してください。	
Q1-1 転入(移住)の主なきっかけは、次のいずれに該当しますか？	
□ 転勤等(勤め先の都合)	→ アンケート終了です。
□ 進学 □ 施設への入所	ありがとうございました。
□ 起業・転職・就職・転勤(自分の希望)等	→ 次の質問へお進みください。
□ 一次産業(農・林・漁業)就業 □ 退職	
□ 結婚 □ その他()	
Q1-2 転入(移住)先に選んだ理由は、次のいずれに該当しますか？(複数回答可)	
□ 自然環境 □ 子育て環境 □ 趣味を満喫したい	()
□ 両親や祖母がいる(介護等) □ その他()	
Q2 あなたの情報をおきかせください。	
転入前の住所	□ 県内→()市・町・村 □ 県外→()都・道・府・県
転入の状況	□ Uターン(本市(町村)出身者で、他地域へ出た後、本市(町村)へ戻ってきた) □ I・Jターン(本市(町村)出身者ではなく、移り住むことにした)
転入される方(世帯)の年齢層・人数	該当する欄に人数を記入してください。
	20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上 計
男	
女	

お忙しいところ、御協力ありがとうございました。
お問い合わせ先：〇〇市(町村) △△課
徳島県地方創生推進課

資料④

平成27年度移住者数（県外等）

相談窓口	年齢層ごとの移住者の数(人)								計	世帯数	参考H26年度実績		
	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	年齢不明			人数	世帯数	
市 町 村	1 徳島市	0	5	0	1	2	0	0	0	8	8	0	0
	2 鳴門市	8	16	10	3	4	7	4	2	54	33	0	0
	3 小松島市	0	3	2	1	3	0	0	0	9	8	0	0
	4 阿南市	13	32	17	13	4	10	3	1	93	62	0	0
	5 吉野川市	5	9	5	1	3	5	2	0	30	19	0	0
	6 阿波市	1	9	3	2	3	3	2	0	23	17	0	0
	7 美馬市	4	17	4	3	1	1	1	0	31	27	0	0
	8 三好市	10	22	19	5	8	11	8	1	84	52	13	10
	9 勝浦町	0	1	2	0	1	0	0	0	4	4	2	1
	10 上勝町	0	3	1	0	2	0	1	0	7	6	9	6
	11 佐那河内村	0	3	0	0	1	0	0	0	4	4	1	1
	12 石井町	3	13	4	1	3	2	0	0	26	18	0	0
	13 神山町	3	3	12	2	1	1	0	0	22	15	20	14
	14 那賀町	1	5	5	3	3	3	2	0	22	17	5	3
	15 牟岐町	1	7	1	0	3	2	0	0	14	13	2	2
	16 美波町	7	12	11	2	3	2	2	0	39	23	13	10
	17 海陽町	8	8	7	9	2	3	0	0	37	27	0	0
	18 松茂町	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	19 北島町	5	13	9	5	0	3	2	3	40	30	0	0
	20 藍住町	7	2	8	2	1	0	0	0	20	9	0	0
	21 板野町	0	2	2	1	0	0	0	0	5	4	0	0
	22 上板町	2	4	1	0	2	0	0	0	9	4	0	0
	23 つるぎ町	2	4	6	1	0	6	4	0	23	18	0	0
	24 東みよし町	0	2	5	0	0	0	0	0	7	5	0	0
圏 域 別	東部圏域	34	87	59	19	26	21	11	5	262	180	32	22
	南部圏域	30	64	41	27	15	20	7	1	205	142	20	15
	西部圏域	16	45	34	9	9	18	13	1	145	102	13	10
計	80	196	134	55	50	59	31	7	612	424	65	47	

平成27年度移住者数（県外等） 前居住地内訳

	都道府県	人数	順位		都道府県	人数	順位	ブロック	人数	
1	北海道	2	30	26	京都府	12	13	北海道・東北	3	0.5%
2	青森県	0	39	27	大阪府	118	1	関東	114	18.6%
3	岩手県	0	39	28	兵庫県	55	3	(うち首都圏)	103	16.8%
4	宮城県	0	39	29	奈良県	12	13	北信越	7	1.1%
5	秋田県	0	39	30	和歌山県	9	15	東海	39	6.4%
6	山形県	0	39	31	鳥取県	2	30	近畿	211	34.5%
7	福島県	1	35	32	島根県	3	25	中国	45	7.4%
8	茨城県	3	25	33	岡山県	16	11	四国	115	18.8%
9	栃木県	5	19	34	広島県	19	9	九州・沖縄	27	4.4%
10	群馬県	2	30	35	山口県	5	19	海外	24	3.9%
11	埼玉県	7	18	37	香川県	47	4	不明	27	4.4%
12	千葉県	13	12	38	愛媛県	43	5			
13	東京都	65	2	39	高知県	25	7			
14	神奈川県	18	10	40	福岡県	9	15			
15	新潟県	0	39	41	佐賀県	1	35			
16	富山県	0	39	42	長崎県	3	25			
17	石川県	3	25	43	熊本県	2	30			
18	福井県	0	39	44	大分県	2	30			
19	山梨県	1	35	45	宮崎県	4	23			
20	長野県	4	23	46	鹿児島県	5	19			
21	岐阜県	0	39	47	沖縄県	1	35			
22	静岡県	9	15		海外	24	8			
23	愛知県	27	6		不明(県外)	5				
24	三重県	3	25		不明	22				
25	滋賀県	5	19	総 数		612				

8 「情報・魅力発信」

「切れ目ない移住交流支援策」として、まず重要なのは、徳島の魅力や価値をいかにわかりやすく、県外に発信していけるかということです。

移住希望者のハートに、徳島が誇る「おもてなし」の熱い気持ちを届けるため、様々な情報発信ツールを活用しています。

この機会に是非一度ご覧いただくと

資料④の続き

平成27年度 転入状況アンケート集計結果

3. きっかけ・理由/U・I・Jターン

	Q1-1 転入(移住)の主なきっかけ						計
	起業・転職・就職・転勤(自分の希望)等	一次産業(農・林・漁業)就業	退職	結婚(予定含)	その他	(うち実家に戻った、親と同居等)	
県外	211	15	53	46	89	18	414
	51%	4%	13%	11%	21%	4%	
Uターン	91	4	39	5	58	11	197
	46%	2%	20%	3%	29%	6%	
I・Jターン	112	10	11	37	23	6	193
	58%	5%	6%	19%	12%	3%	

	Q1-2 転入(移住)先を選んだ理由(複数回答可)					計	
	自然環境	子育て環境	趣味を満喫したい	両親や祖父母がいる(介護等)	その他		(うち就業環境、通勤等)
県外	77	28	19	216	97	40	437
	18%	6%	4%	49%	22%	9%	
Uターン	11	13	3	157	23	3	207
	5%	6%	1%	76%	11%	1%	
I・Jターン	62	12	15	52	65	35	206
	30%	6%	7%	25%	32%	17%	

ともに、最新情報をタイムリーに発信できるように、情報更新にご協力いただきますよう、よろしくお願ひします。

(1) WEBサイト「住んでみで徳島で！」の完全リニューアル

従来のWEBサイトを抜本的に見直し、より一層移住者目線に立った分かりやすくきめ細やかな情報提供を行うとともに、全国移住ナビとの連携強化を図るため、平成二十八年三月に、移住交流WEBサイト「住んでみで徳島で！」を完全リニューアルオープン

資料⑤



「住んでみで徳島で！」を完全リニューアルオープンしました。(資料⑤) 主な改善点は、

- ・ 移住者の生の声を広く届けるため、移住者インタビュー記事を大幅に拡充
- ・ 二十四市町村の移住支援策紹介ページのデザインを一新し、分かりやすく発信
- ・ 写真ギャラリーを充実し、地域の風景やイベント、生活の様子など、徳島の生の魅力を強力に発信

・移住決断に欠かせない「仕事」や「住まい」情報コーナーを拡充し、一元的に提供
 などが設けている「全国移住ナビ」との連携や情報共有にも十分に配慮しながら、WEBサイトの運営を行っています。

現在も、日々新情報を発信していますので、是非、ご覧いただくとともに、リンク拡大をお願いします。

(2) フェイスブック

SNSを用いた魅力発信も極めて重要です。県地方創生推進課では、次のフェイスブックページを開設していますので、「いいね！」と「シェア」をお願いします。

- ・「住んでみんで徳島で！」
 ↓「いいね！」五七〇件
- ※件数は平成二十八年十一月末現在（以下同じ）
- ・徳島県集落再生担当
 ↓「いいね！」八八四件
- ・徳島は宣言する「vs東京」
 ↓「いいね！」一、三四七件
- ・すだちくん
 ↓「いいね！」八、八七四件
- ・みんなで創る徳島県
 ↓「いいね！」四四七件

(3) メールマガジン

『「とくしま」移住メルマガ』を月に一回のペースで希望者に発信しています。

イベント情報や、コンシェルジュ便りなど、見逃せない情報が満載ですので、是非ご登録ください。

(4) パンフレット類

移住交流フェアや相談窓口では、紙媒体も大切な魅力発信ツールであり、その代表格がパンフレットです。

こちらも今年に入り、二種類の冊子を新たに発行しました。

一つ目は、移住希望者をターゲットとした、A四判十二頁構成の「住んでみんで徳島で！とくしま移住ガイド」。徳島移住の先輩三名の詳しいインタビュー記事を盛り込み、移住の動機や今の暮らしぶりなどを丁寧に紹介するとともに、二十四市町村の魅力や移住支援策も分かりやすく掲載しています。

(資料⑥)

二つ目は、受入サイドの手引きである、A四判三十二頁構成の「とくしま移住者受入れガイドブック」。この冊子は、昨年度、田口太郎徳島大学総合科学部准教授の監修のもとで、自治体の移住担当者や移住コーディネーターなどにより結成された「移住コーディネーター育成研究会」において作

資料⑥

	徳島市	鳴門市	小松島市	阿南市	吉野川市	阿波市	美馬市	三好市	勝浦町	上勝町	佐那河内村	石井町	神山町	那賀町	牟岐町	美波町	海陽町	松茂町	北島町	藍住町	板野町	上板町	つるぎ町	東みよし町
住宅取得補助等	●				●			●	●	●						●	●							
空き家リフォーム補助							●		●	●	●	●	●	●		●								
リフォーム補助	●	●	●	●		●	●	●			●	●	●						●	●	●	●	●	●
家賃補助			●		●		●		●			●												
転入奨励金	●									●														
結婚定住奨励金					●		●					●	●	●		●								

成されました。「受入までの流れ」や「チェックリスト」、「ケーススタディ」などが、イラスト付きで丁寧に作り込

資料⑦

● 移住者受け入れまでの流れ

<p>1 平時</p> <p>日常でもできること</p> <p>移住者が決まるまで、いよいよ引越です。しかし、移住者は地域の方々のことも知らないことでもあります。地域のルールも知りません。地域の中で、当たり前のこともありませんが、何も知らない移住者にこうした情報提供や人の紹介もすることも大切です。</p>	<p>2 移住時</p> <p>移住者が決まり、地域に越してくるまでできること</p> <p>移住者が地域になじんでいく間に様々な不安や疑問が出てくることでもあります。こういったちょっとした困り事を地域の中で相談できたりすると、地域に定着しやすくなります。移住者がツルみずにはなく、移住は地域社会の員としてのメンバーです。ですから、元々、お付き合いしていくための準備となります。</p>	<p>3 移住後</p> <p>地域社会に溶け込んでいく時</p>
--	--	--

移住者受け入れチェックリスト

● 平時

□ 地域に空き家は有りませんか？

地域にたくさんある空き家。住み手がなくなった家はどんどん壊れていきます。壊れてしまうと、大規模な改修をしなくては住むことが出来なくなってしまいます。地域に空き家がある場合など、持ち主と相談して時々換気をするなど、空き家の維持も移住者を獲得する上でとても大切です。

□ 地域の空き家は賃してもらえそうですか？

全国で移住が進まない大きな要因の一つに「空き家が賃してもらえない」という要因があります。理由は様々ですが、地域としても空き家を賃してもらいように家主の力と相談してみることも大切です。

□ どんな移住者に来て欲しいのか、地域の中でイメージしていますか？

移住者にも様々な人がいます。定年退職したシニアや子育て中の若者、インターネットを利用してババ/ワ/仕事をしているIT技術者やビジネスマンなど様々です。地域の活力を取り戻すという大前提にた、どのような移住者を地域として受け入れていくのか、地域の中で話し合っておくことも大切です。

□ 都市からくる移住者ってどんな人か、イメージしていますか？

都市からやってくる移住者はこれまでは都市住民です。地域で暮らす方々や必ずしもライフスタイルが一致するとは限りません。たとえば、夜遅く帰宅し、朝も遅いかもしれません。車列が十分にできていないことも多くあるかもしれません。それを否定せず、少しずつ地域での暮らし方に馴染んでいく必要がありますし、地域の側もそうしたライフスタイルを許容していくことも必要かもしれません。そのためにも、「自分たちとは違う」人が移住してくる、ということをよく理解することが大切です。

んだ渾身の作品です。(資料⑦)
二種類ともに、東京都や徳島市の移住相談ワンストップ窓口や移住関連フェアで配布しています。
(5) 動画発信
徳島への新しい人の流れづくりとして、「vs 東京」発信に向けた実践の一環として、平成二十八年四月に「あなたの暮らし、都会じゃなきやダメですか？」をテーマとした動画を公開しました。

「サラリーマン編」「主婦編」「高齢者編」の三本構成(各二分半程度)となっており、移住希望者の心を掴むべく、市町村の動画と合わせ、効果的に活用していく予定です。
もちろん、YouTubeでも公開中ですので、是非ご覧ください！
9 「ワンストップ相談」
移住希望者が抱く、移住先の住居、仕事、生活、教育といった様々な相談

事や悩みに、可能な限り一元的に対応し、迅速に解決していくことが、移住実現には不可欠です。
そのため、県では、平成二十六年まで、徳島県庁本庁舎、南部総合県民局、西部総合県民局、東京本部、大阪本部、名古屋事務所に「相談窓口」を設置しているところです。
また、市町村においては、十四市町村において「移住交流支援センター」が設置され、移住相談、空き家情報の提供などが行われてきました。
このような体制のもとで、県と市町村が連携を図りながら、移住希望者への対応を行ってききましたが、全国との大競争の中にあって、より一層移住者目線に立って、
・ 交通の便が良いところ
・ 担当者が常駐しているところ
・ 様々な情報が一元的に得られるところ
といったことに配慮し、新たな「ワンストップ相談窓口」を設置すべきとの課題が生じて参りました。
このようなニーズに的確に対応していくため、平成二十七年から、次のとおり、ワンストップ相談体制をリニューアルしたところです。
(1) 徳島駅前相談窓口
まずは、本県に関心を持っていただ

いた方を県内各地域への移住交流に
なげる「県全体のワンストップ相談窓
口」として、平成二十七年八月三日に
「とくしま移住交流促進センター」を
設置しました。(資料⑧)

資料⑧



場所は、交通の要所である徳島駅ク
レメントプラザ五階。このオフィスに
は、女性や若者に職業紹介を行う「駅
のハローワーク」や、U・J・ターン就
職の支援を行う「とくしまジョブス
テーション」も同居しており、これら
団体と一体となった職業紹介や情報提
供も可能となっています。

また、専任の移住コンシェルジュを
配置しており、開館中、常時相談を受
け付けています。

移住コンシェルジュは、すでに移住

されている方の現地取材や、地域の魅
力情報の収集や発信などにも、積極的
に取り組んでいます。

平成二十八年十一月末までに寄せら
れた移住相談や情報照会等の問い合わ
せ件数は一、〇一五件で、うち訪問相
談一四八件、電話相談二七四件などと
なっています。

また、当センターへの相談を通じて、
移住決定や内定に至った方は十六名に
達しています。

【専用フリーダイヤル】

〇二二〇一〇九一四〇七とくしまなっとく

【相談受付時間】 平日 十時から十八時

【閉館日】 土曜・日曜・祝日・年末年始

(2) 東京ワンストップ相談

「東京一極集中を是正」し、地方創
生へと繋げるためには、東京圏から徳
島への新しい人の流れを創り出すこと
が不可欠です。

そこで、東京圏からの各世代にわた
る「とくしま回帰」の戦略拠点として、
平成二十七年十二月一日、東京都・有
楽町駅前の東京交通会館内に「住んで
みんで徳島で！移住相談センター」を
開設しました。(資料⑨)

認定NPO法人ふるさと回帰支援セ
ンターと連携し、徳島県専属の常駐コ
ンシェルジュを一名配置しています。

平成二十八年十一月末までに寄せら

資料⑨



れた問い合わせ件数は四五九件で、当
センターへの相談を通じて、移住決定
に至った方は十八名に達しています。

総務省が東京駅八重洲口に設置して
いる「移住・交流情報ガーデン」の利
活用を図るとともに、県内市町村との
連携もさらに強化して参りますので、
東京へ行かれる際には、是非当セン
ターにお立ち寄りいただき、最新情報
のご提供をお願いします。

【お問合せ先電話】

〇三二二七三二四四〇一

(徳島県コンシェルジュ直通)

〇九〇一七七二〇一七〇四七

【相談受付時間】 火曜～日曜

十時から十八時

【閉館日】 月曜・祝日・年末年始

(3) 大阪ワンストップ相談

徳島ゆかりの方が数多く生活されて
いる「関西圏」についても、大阪本部
の協力のもと、市町村と連携を図りな
がら、大阪府中央区本町橋のシティ

ラザ大阪一階「大阪ふるさと暮らし情報センター」において、月一回の定期的な相談窓口を開設しています。

毎月第二金曜日を「徳島県移住相談会の日」と定めておりますので、関西圏にお住まいの皆様には是非お声がけください。

【お問合せ先電話】徳島県大阪本部

〇六一六二五一一三二七三

(4) スカイプ相談

さらに、移住希望者が相談するに当たっての選択肢を増やすため、平成二十八年度から、徳島や東京の「移住コンシェルジュ」による「チャット相談」やWEB会議システムを用いた「スカイプ相談」を開始しています。

(5) ゆかりの方Uターン対策

県外在住の本県ゆかりの方へのUターン呼びかけも、移住促進に向けての重要な取組みと位置付けています。

具体策として、平成二十七年度から県立高校の同窓会名簿に、その改訂時期に合わせて、ふるさとへのUターンを促す広告掲載を行っています。

また、県立高校や県内大学の同窓会が会報を発送する際、県外在住の会員を対象に、Uターンを促す各種情報を同封していただく取組みにも着手したところです。

今後とも、県人会や同窓会事務局等を通じ、様々な機会を捉え、本県ゆかりの方の「とくしま回帰」を促進して参ります。

(6) 「地方創生推進員」の創設

移住実現に向けては、徳島県内で「仕事」が確保できるか」が大きな決め手の一つとなることから、本県への移住を希望する方が、そのスキルや知識を活かして活躍できるように、県が率先垂範する形で、平成二十八年四月に新たな雇用制度として「地方創生推進員（非常勤特別職）」の募集を開始しました。募集人員は二十名。対象は、県外からの移住を希望する方で、業務内容として、地方創生の推進に関する業務（県版地域おこし協力隊を含む）七十三業務を提示しています。

平成二十八年十一月末までに、三十二名の応募があり、選考過程を経て、延べ十六名の方が採用され、地方創生推進課や次世代交通課など、様々な職場で、これまでの知識や経験を活かしながら活躍いただいています。

移住相談の現場で「仕事」に関するお問合せがある場合は、是非一度、この「地方創生推進員制度」をお勧めしてみてくださいはいかがでしょうか。

(7) 空き家対策

移住者の住まいの受け皿として、「空き家の利活用」は重要なテーマとなっています。

「空き家」の利活用には当たっては、持ち主の家財道具や仏壇の扱いや、帰省時の対応、相続問題など、それぞれに課題があるところですが、これら疑問や悩みに、公的機関の立場から、「丁寧」にワンストップで相談対応」するため、平成二十八年一月二十九日に「とくしま回帰住宅対策総合支援センター」が、徳島市川内町に開設されました。

また、空き家が利活用可能かどうかの判定を行う「徳島県空き家判定士」の制度が、県建築士協会をはじめとする関係者のご協力のもと、全国で初めて創設されております。

これら「ワンストップ相談」や「空き家判定士」からの情報は、市町村の「空き家バンク」に開示データとして集積されていきます。

全国の総合的な移住支援サイトである「全国移住ナビ」の住まい情報とのリンクも強化しながら、移住希望者のニーズに応えるため、きめ細やかな情報提供を行って参ります。

【場所】徳島市川内町平石住吉二〇九一五 徳島健康科学総合センター三階 徳島県住宅供給公社内

【お問合せ先電話】

10 「相談フォローアップ」

○八八―六六―三二―二四

【相談受付時間】 平日 九時から十七時
【閉館日】 土曜・日曜・祝日・年末年始

東京圏、関西圏といった人口集積エリア内の住民の皆様に対し、徳島ならではの魅力や価値を積極的に情報発信するとともに、対面による個別相談を通じて、徳島への移住に関心を持っていただくため、県外での移住交流フェアやイベント、セミナーの場を積極的に活用しています。

平成二十八年度においては、東京、大阪での移住交流イベントへの参加を二十七年度の八回から十六回に倍増させたところであり、市町村ともしっかりと連携し、毎回、創意工夫を凝らした移住相談を展開しています。

(1) 各種移住交流フェア

例えば、県内市町村と連携した『とくしま』ふるさと回帰推進協議会、四国四県で構成する「四国移住・交流推進協議会」、中四国九県で構成する「中国四国共同移住・交流フェア実行委員会」など、様々な団体と強力なタッグを組み、効果的な集客や情報発信相談対応を通じ、とくしま回帰を促進しています。

また、平成二十七年からは、東京一極集中に強い危機感と志を持った、飯泉嘉門徳島県知事をはじめとする、全国の若手十三県の知事からなる「日本創生のための将来世代知事同盟」が東京都内で主催する「いいね！地方の暮らしフェア」においても、徳島ファンの獲得に創意工夫を凝らしています。

(2) 「とくしまで住み隊」会員

「移住相談ワンストップ窓口」や「移住交流フェア」で、徳島に関心を持っていたいただいた方に対し、その場での対応で終わることなく、引き続き、丁寧なフォローアップをさせていただくため、平成二十七年八月に「とくしまで住み隊会員」登録制度をスタートさせました。

本県への関心を高めていただき、まずは徳島の魅力を知って、一度来ていただく、その大きなきっかけ作りとして、会員を広く募集し、ご登録いただいた方には「会員証」を発行しています。(資料⑩)

資料⑩



会員にご登録いただくと、希望者には移住交流フェアなどの情報が届く「とくしま移住メルマガ」を配信するとともに、「とくしま移住サポート企業」から提供される、仕事探しや家探しに便利なレンタカーや宿泊料金の割引といった「おもてなし」が利用可能となります。

お申し込みは、「住んでみんなで徳島で！」のWEBサイトにアクセスし、「とくしまで住み隊」のバナーをクリックしてください。応募フォームに名前、メールアドレスなどの基本情報を記入していただくと、後日会員証が届き、登録完了です。

平成二十八年十一月末現在、四〇九人にご登録いただいています。

(3) とくしま移住サポート企業

「とくしまで住み隊会員」に対し、企業それぞれのお立場で、創意工夫を凝らした前述のような「おもてなし」を提供いただくのが、「とくしま移住サポート企業」です。

平成二十七年十月に三十三の企業・団体と県との間で、第一回目の協定締結を行い、平成二十八年三月の第二回目には二十五社、平成二十八年九月には第三回目十二社と、これまで合計七十の企業・団体に参加いただいています。(資料⑪)

資料⑪



提供サービスの内容は、宿泊料金割引、家賃割引、自動車教習料割引、レンタカー料金割引など、多岐に亘っています。

今後とも、民間企業をはじめ、多くの皆様のご協力をいただき、挙県一致体制で、徳島が誇る「おもてなし」を提供し、多くの皆様の「とくしま回帰」を実現させて参りたいと考えております。

11 「移住コーディネーター」

移住実現に向けては、「移住希望者」と「地域」を結ぶ「仲介のお世話役」の存在が不可欠であり、移住・定住の成否を握っていると言っても過言ではありません。

県では、移住者が実際に居住する際に関わる地域住民に着目し、平成二

十七年度から、新たに、移住希望者が地域を訪問した際のお世話や移住後のアフターケアを担う「とくしま移住コーディネーター」の設置促進や育成支援に取り組んでいます。

平成二十七年は、県及び市町村の担当者や移住支援団体などからなる「とくしま移住コーディネーター育成研究会」を立ち上げ、基礎的な研修を重ねるとともに、有志によるワーキンググループにより、「(前述の)「とくしま移住者受入れガイドブック」を作成しました。

さらに、平成二十八年度は、前年度の成果を基とした「研修会」を実施しており、ベテランの移住コーディネーターによるケーススタディといった実践的なメニューも取り入れながら、計六回の応用的な研修を進めています。

この結果、平成二十八年十一月末現在で、県内十一市町村において、二十名の移住コーディネーターが活動されています。

12 「移住後のフォローアップ」

県外から移住して来られた方は、県内各地で様々な職業や活動に従事されるなど、新たな地域の担い手として、

まさにプラスサムの効果を発揮し、地域活性化に貢献されている一方で、仕事や人間関係で悩みを抱えるなど、「移住後の適切なフォローアップ」が課題となっています。

(1) 移住者交流会

県では、平成二十三年度から、移住者や民間支援団体、行政関係者の参加のもと「交流会」を開催し、移住者が持つ「共通の悩み」や「移住後の感想」、「行政への要望」などについて意見交換を行っています。

平成二十七年からは、それまでの年一回開催を改め、県内三地域での実施に充実強化し、移住者の生の声に接し、移住後のフォローアップや課題解決に繋がっていると看做します。(資料⑫)

資料⑫



(2) 移住者訪問アンケート

また、さらに、きめ細やかなフォローアップの一環として、本県に移住して間もない方（概ね一年以内）を対象に、抽出方式によるアンケート調査を実施しています。

移住のきっかけ、現在抱えている悩み、生活上の不安、行政に対する要望などについて、移住者を直接訪問し、聞き取り調査を行っています。

アンケート結果については、市町村担当者ははじめ関係者の間でしっかりと共有するとともに、「移住者交流会」の場でも活用しています。

13 むすびに

私自身、「移住交流の推進」に直接携わるようになって痛感いたしますのは、市町村の皆様との連携の重要さです。

「移住交流関連施策」は、「情報発信」「住まい」「仕事」「生活」「教育」など、多岐に亘る行政分野の知識と行動力が求められる、究極の「総合行政」の一つとも言えるのではないのでしょうか。

そのためには、県・市町村ともに、担当者の皆様における日々の研鑽と、飽くなき創意工夫が不可欠です。

その成果や熱き想いは、必ずや「移住希望者」や「徳島ゆかりの方々」に

届き、徳島への新しい人の流れに結びつくこと、私は信じて疑いません。

今後とも、県・市町村、そして移住関連支援団体など、関係者がまさに拳県一致で「とくしま回帰」を加速し、「とくしま創生」ひいては「一億総活躍社会」をここ徳島から力強く実現していくため、皆様には、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◆ 参考資料

- ・ 資料① 「v.s.東京」十の徳島宣言
- ・ 資料② 県平成二十八年度当初予算資料「住んでみんなでー進化する『とくしま回帰』戦略」
- ・ 資料③ 転入状況アンケート用紙
- ・ 資料④ 平成二十七年度移住者数（市町村別、都道府県別）
- ・ 資料⑤ 県HP
- ・ 資料⑥ 「住んでみんなで徳島でー」
- ・ 資料⑦ とくしま移住者受入れガイドブック（抜粋）
- ・ 移住者受入までの流れ
- ・ チェックリスト
- ・ 資料⑧ とくしま移住交流促進センター（徳島県窓口）写真
- ・ 資料⑨ 住んでみんなで徳島でー移住相談センター（東京窓口）写真
- ・ 資料⑩ 徳島で住み隊会員 会員証
- ・ 資料⑪ とくしま移住サポート企業 締結書
- ・ 資料⑫ 移住者交流会写真

- ・ 市町村の支援制度一覧
- ・ 移住ガイド
- ・ 住んでみんなで徳島でー
- ・ とくしま移住ガイド

上勝百景

最も小さく最も元気な町に赴任して

上勝町副町長 森 周一

「おい、今日の注文数量は?」「ちょっと待って、今見てみるわ」おばあちゃんはタブレットを操作しながら、「モミジが五ケースとカキが三ケースや、早いとこ頼むで。」ある彩り農家の朝の風景である。私がこんな上勝に単騎舞い降りて早や四年余が経過した。

単身赴任は県の東京事務所で経験済みだが、当時の住居は池袋にほど近く、多少の騒音さえ我慢すれば便利さはこの上ない所だし、何より当時は若かった。町内には、利便性のシンボルともいうべきコンビニがなく、無論スーパーもない。ついでに役場の周囲に食堂がない。いや、あるにはある。周囲どころか庁舎内に食堂の看板を見つけたので、当時の町長に、「メニューは日替わり定食とうどんくらいで?」と聞いたら「何言よん、お茶だけ!」と言われてすっこけてしまった。

いっぽう、用意してくれた住宅はなかなかお洒落だ。高名な建築家が、棚田をイメージしながら設計したというその家は、入賞して世界的な専門誌にも紹介されたほどの傑作らしい。ただし、一



彩農家

級の建物が、必ずしも居住性にはつながらないから世の中まならない。たぶん先生は、住宅とは美的感覚にこそ最大の価値があり、そこに「人が住む」ということをうっかり忘れていたに違いない。

私は、生まれも育ちも「葛飾・柴又」じゃなかった「鳴門・高島」という海沿いのまちなので、山のくらしは初めてである。緑濃き山並や棚田の佇まい、ホタル舞う清流に蛙の合唱、すべてが眼に優しく耳に心地良い。野生の鹿や猿、狸などに出会うのも感動だった。



殿川内溪谷

しかし、この愛すべき自然も、慣れるにつれ諸刃の剣だとわかってきた。シカやイノシシ、サルなどは、農作物や果樹を荒らす有害鳥獣だし、清流のせせらぎもひとたび豪雨となれば、たちまち牙をむき襲いかかってくる。間伐の進まない杉林は暗く荒れ放題。自ら浄化してくれる（無論限度はあるが）海に比べ、手入れの欠かせない山は、やっかいな自然なのかもしれない。

それでもひと山を離れようとはしない。そこが我々を引きつけてやまない魅力に溢れているからである。八重地峠の根雪が融けて自由に通行できるようになる頃、上勝にもようやく春が訪れる。皆、待ちかねたように田畑を耕し、種まきをし、田植えの準備をする。町内を軽トラが頻繁に行き交い、にわかには活気が戻ってくる。梅、桃、桜、躑躅などが次々に開花し華を競う。息を呑むほど美しい「彩りのまち」の出現だ。

〈散る花や彩りの里見え隠れ〉

田植えが済み雨の季節が近づくと、今度は川の出番、鮎釣の解禁である。上勝は、全国有数の雨量を誇ることから多くの河川に恵まれ、町内外から腕自慢が集う。この辺りの鮎は、流れの速い清流を上ってきたせいか、姿・味ともに人気が高い。勝浦川の本・支流には、千年前に山犬嶽の噴火とともに降ってきたという、周囲五十メートル近い巨岩をはじめ、大木が根を張る奇岩など大小無数の石がある。これらが水草を育てながら、ときに流れの向きを変えアユやアメゴを翻弄する。

〈梅雨晴れや太公望のにぎり飯〉



勝浦川

晩秋から冬にかけてもなかなか味わい深い。人工林が多いとはいえ、紅葉の名所もそれなりにある。高丸山に始まった紅葉が、殿川内渓谷を経て月ヶ谷温泉近辺まで降りてくればいよいよ冬の到来だ。上勝の冬はひと足早く、寒い。さくらやもみじのような華やかさこそないが、旭川の雪景色などまるで墨絵のように幻想的である。

〈山里の軋む水車や暮れの秋〉

上勝には「ターナー・リターン」さらには孫ターナーまで移住の若者が多く、地域づくりに不可欠な人材とされる「ヨソ者・ワカ者・バカ者」には事

欠かない。自ら職場を見つけて来た者、地域おこし協力隊に応募した者など移住の動機は様々で、職種は食品の製造・販売から有機農業、サービス業などこちらも多種多様だ。共通しているのは、本町の先進的な取組に共鳴し、一念発起した有能で勇敢なわかもの達。

町も「ターナー」を推進しており、人材育成事業をはじめ就農交付金、空き家の改築補助など様々な支援策を講じているが、最近力を入れているのが「インターシップ」だ。一定期間住んでみて、いわゆる「上勝ライフ」に馴染んでもらう制度だが、これが好評で最近若者の定着率が高まってきた。

それでも人口減には歯止めがかからない。出生率がここまで下がらなければ、早い話、昭和の時代なら間違いなく人口は増えているのに、と嘆いていても始まらない。

今こそ飯泉知事の言う「ピンチをチャンスに」を実践したい。自慢じゃないがわが町は、ことピンチに関しては質量ともにどこにも引けを取らない自信がある。人口減少しかり、高齢化率しかり、平地が少ないしかり。彩りとゼロウェイストは、高齢化や少ない人口を逆手に取った上勝の誇る二枚看板であり、「いつきゅうと彩の里」ならではの成功例なのだ。

この先人の知恵にあやかり、第三・第四の彩を育てなければならぬ。「梅檀は双葉より芳し」というが、芳しい双葉はそこかしこに芽吹いている。それらが立派な梅檀の林に成長したそのときこそ、私の願う「上勝再興の秋」となるはずである。

徳島版「地方創生特区」について ～那賀町「徳島ドローン特区」～

那賀町まち・ひと・しごと戦略課ドローン推進室

課長兼室長 三好俊明

空の産業革命と言われるドローンビジネスの国内市場は急速に成長し、機体・サービス両市場を併せて約一〇〇億円と推測され、二〇二〇年頃には約一、一〇〇億円に達すると見込まれています。

また、官民の専門家・関係者が一堂に会する「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」では、二〇二〇年代頃には多数の自律飛行するドローンが活躍する社会を目指し、必要となる技術開発と環境整備を推進する方針を打ちだしています。

一方、本町では「那賀町人口ビジョン」で設定している二〇四〇年の将来人口五、〇〇〇人の確保を目指し、「那賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、活力あるまちづくり施策を実施しています。

本町は、二〇一五年十月十三日に徳

島版「地方創生特区」の第一次指定を受けて以来、「民・産・学」と連携を図り、「日本ドローンが飛ぶ町に!!」を合い言葉に、安全で安心なドローンの利活用による「まちおこし」を推進しています。

本稿では、これまでの那賀町「徳島ドローン特区」に関する取り組みを紹介いたします。

(1) ドローン一日体験プログラム

町内五箇所です二〇一五年十二月から二〇一六年三月までの間に計六回にわたり、町民を対象としたドローンのオペレーティング講習会（初級編）を実施しました。

参加者は、安全性についての座学、シミュレーションでの操作方法の習得、ホビードローン（機体離陸重量二〇〇g以下）を使用するのオペレーティン

グを学びました。



(2) 林業実証実験

町内の民有林において、集材用ワイヤーのパイロットロープ展張の実証実験を行いました。

オペレーター二名が、起終点と折り返し点に分かれ約一三〇mの距離をドローンが往復することにより、従来人力で行っていた重労働をドローンに代替可能であることが実証されました。さらに、展張距離を二五〇m、四〇〇mと段階的に延長し、現在までで三回



地方創生の動き

実施しており、即時実用可能な技術であります。

(3) ドローン推進室設置

那賀町「徳島ドローン特区」に指定されたことを受けて、より一層ドローンの利活用を推進するため、四月の組織改編時にまち・ひと・しごと戦略課内にドローン推進室が新設されました。ドローン推進室専用のサイトを開設し情報を発信しています。

【ドローン推進室サイト

URL http://nakadrone.com/about_us/】

(4) ドローンマップ(テスト版)及びフライトスポット調査

現在、町内のフライトスポットを網羅した「ドローンマップ」を製作中でありますが、フライトを楽しむユーザーが急増したため、ドローンマップ(テスト版)を製作しました。

テスト版では、「さくら公園」及び

「ダム湖公園」を

推奨して

おり、事

前に電界

強度、G

PS受信

状況及び

機体の相

互干渉状

況等の調

査を実施するとともに注意喚起の看板を設置し、ドローンユーザーに安心・安全なフライトを促しています。



(5) 徳島ドローン特区那賀町PRドリーム

徳島ドローン特区に指定されたことを機に、本町の四季折々に変化する美しい大自然と、まちおこし施策をリアルで紹介しながら、「行ってみたい・住んでみたいが想像できる」を基本コンセプトに那賀町PRドラマ

『若葉のころに』を制作しました。

また、ド

ラマロケを

行うとも

に模擬レー

スをメインにしたイベントを開催し多数の観客が来場しました。

(6) 第二回国際ドローン展

二〇一六年四月二十日から二十二日にかけて、単独の自治体では初となる千葉市の幕張メッセで行われた「第二回国際ドローン展」に出展し、これまでの取り組みやドローンによる観光スポットの空撮映像等を紹介しました。

(7) とくしまNAKADローンの日

毎年十月六日は「とくしまNAKADローンの日」として制定しています。

これは、町議会議員による発議で条例化されたもので、一般社団法人日本記念日協会に登録し、正式な記念日とし



ています。

今年度は、町消防本部職員を対象とした第一回操縦講習会(全六回)を開催しました。

(8) ドローン×鳥獣害対策×アイデアソン

全国的にも被害が深刻である鳥獣害の対策をメインテーマにして、アイデアソンを開催しました。参加者約五十名を七班に分け、それぞれアイデアを出していただき活用可能なものについては、今後の事業に反映していく予定です。

(9) 災害時協定

災害時において、ドローンを最大限活用することにより、いち早く情報把握に努め被害を最小限に食い止めるため、本町と一般社団法人徳島県ドローン安全協議会及び一般社団法人JDRS多用推進技術会の間で「災害時等における無人航空機の運用に関する協定」を締結しました。災害時におけるドローン利活用の成果が期待されています。

本町は高齢化率が四六・一%と高く、基幹産業である農林業においても高齢化が進み、産業の衰退が懸念されています。また、生活必需品の購入においても交通手段を持たない高齢者が増え、深刻な問題となっています。

今後、これらの地域課題を一刻も早く克服するための実証実験を含めた事業を展開するとともに、安心で安全なドローンの利活用を推進していきます。

研修の思い出

吉野川市水道部経営企画課主査

原井 慎 司

はじめに

平成二十一年度に研修生として市町村課でお世話になってから七年……。まだまだ阿波の自治の執筆依頼なんてないだろうとたかをくくっていたところ、市町村課からの連絡。「ご無沙汰してます。富永です。」以前、別の仕事で関わりのあった富永さんからの電話でした。「久しぶりですね。なんでしょう?」まだ気づいていない自分……。「わかりますか?」「まさか!?阿波の自治ですか?」「そうです。僕の後ろには森口課長と藤井副課長もお座りですし、確か二十一年度は原井さんの上司でしたよね?是非書いていただけないでしょうか。」と半ば脅迫ともとれるやりとりの末(汗)……。原稿を執筆することとなりました。比較的最近の出来事ですが、記憶違いもあるかもしれませんので、そこはご容赦いただければ幸いです。

菊 人 形

前期研修

前期は、財政担当に配属になりました。全く財政経験が無く、不安がいっぱいでしたが、喜井さんや野田さんをはじめ皆さんに助けられながら、忙しいながらも和気あいあいとした雰囲気の中で、楽しく研修させていただきました。

配属後すぐに公営企業決算統計の市町村説明会の準備から始まり、一次起債の要望額調査、公営企業決算統計説明会本番(分かってないのに説明する恐怖!)、高松での国からの地方債説明会の後、たった二日空けての市町村への地方債説明会(分かってないのに説明する恐怖第二弾!!)……。あつという間の一ヶ月で、まったくの財政素人だった私は地方財政小辞典を手放せず、何とか四月を終えました。

連休明けからは即起債のヒアリングをこなし、いよいよ前期財政担当研修生のメインイベントの公営企業決算統計が始まりました。しばらく地方債一色だった頭を何とか切り換え、ヒアリングに臨みました。私の担当していた法非適用の公営企業は調査表の枚数は少ないものの、数が六十一事業(当時)と多く、全てのチェックと訂正依頼、取りまとめに悪戦苦闘しました。一方、地方債は補正予算債が始まり、相変わらずバタバタしながら六月を終えました。

七月に入るとさらに衆議院選挙事務も加わり、忙殺的に忙しかったという記憶しかありません。そうこうしながら

ら何とか決算統計の総務省提出前の上司へのレクも終え、無事総務省提出にこぎつけることが出来ました。ほっとしたのもつかの間、すぐに普通会計の決算統計ヒアリングに臨みました。公営企業の決算統計とは比べものにならないほどのボリュームで、研修生同士励まし合いながらなんとか乗り切ったことが今となってはいい思い出です。

八月はいよいよ選挙本番ということで、選挙公報の事前審査や投票用紙の巡回配付など、市では経験できない経験させていただきました。

いよいよ前期最後の九月。財政担当最後の仕事として公営企業決算統計のプレス発表資料の作成をさせていただきました。前年度研修生からの引継ぎでは、データの取りまとめだけだったはずでしたが、森口主任(現市町村課長)の「今年は研修生二人でやってみるか?」の一言で、データ集計、分析、まとめまで作成することになりました。二人で頭を抱え、十数回の修正のうえ……。やっと完成したのとほぼ同時に、前期の研修が終わりました。

後期研修

後期は選挙・行政担当ということで、配属されて早々都道府県選管連四支会総会、板野郡内の研修会など会議や行事が目白押しでした。県選管が選挙の有無にかかわらずこんなに忙しい職場とはつゆ知らず……。選挙以外の啓発等の仕事も多数あるのに驚きました。またもう一つ大変だったのが質疑の多

研修生だより



高開石積みライトアップ

さです。県選管では市町村の担当者だけでなく、選挙の陣営の方から一般市民の方まで幅広く、回答に手間取ることもしばしばありました。

十月中頃には総務省から八月の衆議院議員総選挙の結果報告書(確定報告)という、びっくりするぐらいポリュームのある調査物が送られてきて...選挙に全く関わったことなかった自分にとっては正直かなり苦しかったです。十一月に入りなんとか確定報告を終わらせたのもつかの間、続いて選挙年鑑の作成、政治団体の収支報告書の受付と息つく暇もなかったように思います。相変わらずの忙しさでしたが、そのような中で毎晩深夜まで自分たち研修生のために公職選挙法の個人レッスンをしてくださった吉岡係長の講義は眠気と戦いながらも非常に有意義な時間でした。もともと注意深さの足りない性格でしたので、ミスの許されない選挙という世界での半年は本当にいい経験をさせていただきました。こうして後期研修も無事終わることができました。

ニイチ会

二十一年度は九名の研修生がそれぞれの市町村から派遣されており、高知県庁から人事交流で派遣されていた一名を加えて十名で二十一年度にちなんで「ニイチ会」なる会を結成しました。これから一年間家族よりも長い時間を一緒に過ごす仲間です。まずは年齢性別関係なく、お互いをニックネームで

呼び合うようにしようということのみならずニックネームを考えるとところからスタートしました。おかげで一年間本当に楽しく、苦しい仕事も共に乗り越えることができました。仕事の合間を縫って、飲み会だけでなく、テニスをしたり、三月には卒業旅行ということとで高知県へ一泊で旅行にも行きました。かけがえのない時間を共有できた研修生のみなさんにあらためて感謝したいと思います。

吉野川市のこと

紙面の都合上少しだけ本市のPRをさせていただけます。吉野川市は「何もないけど、何でもある。」といった普通の中山間地域の市です。市内を東西に結ぶ国道一九二号沿いには量販店コンビニ等が要所所に点在し、静かで住むには便利なところです。新婚世帯家賃補助や育児用品購入補助、全小・中学校は耐震化済みで、すべての教室にエアコンが完備されています。中学校修了まで医療費助成(本来に助かります)など、子育てや教育に力を注いでいます。市内には診療所を含む医療機関、歯科診療所も多数あり、平成二十七年五月に吉野川医療センター(地域医療支援病院、災害拠点病院)が新しく移転開院しており、産科分娩も含む殆どの診療科目が受診可能となっております。このように、子育て世代の方が住みやすい環境だと思えますので、是非吉野川市に多くの方が興味を持ち、住んでいただければと思います。

ます。

観光資源としましては、国の天然記念物である高越山のオンツツジや美郷のホタル、高開の石積みなど豊かな自然を活かしたスポットをはじめ、梅酒(全国初の梅酒特区となった美郷で生産)など美味しいものもたくさんあります。是非HP等をご覧いただき、お越しいただければと思います。

最後に

一年間の研修で得たものは、業務の知識よりも仕事の進め方、考え方、根性・・・そして県及び他市町村の方々の人脈でした。中でも多くの人と出会えたことは自分の人生で、かけがえのない財産になりました。これからの当分の気持ちを忘れず、精励していきたいと思えます。拙い文章におつきあいいただき、ありがとうございました。



オンツツジ

研修の思い出

美波町税務課主査

永本嘉彦

空家を利活用したサテライトオフィス



赤松神社奉納吹筒花火



副町長から『研修生として徳島県に一年いかなかったか？ただし、今までの先輩が研修してきた県庁市町村課でなく、新しく機構改革の目玉として誕生する南部総合県民局（旧日和佐合同庁舎）になるが。』と仰っていたのが、十一年前。このことを妻に相談すると、県庁市町村課での研修と勘違いし『私も徳島市に付いて行く！』という有り難い言葉も現在なら『一人で行ってき！』なんだろうなああの時の流れを感じていますが、十一年前の記憶を出来があまり良くない頭から絞り出していきたいと思います。

新しく誕生した徳島県南部総合県民局企画振興部市町村支援担当に配属の四月一日、不安に押し潰されそうなか事務所に向かうと驚愕の光景が目に入りました。机も椅子も書棚も何もな

く電話機が床に置かれているだけです。まさしく、映画やテレビドラマでよく観る夜〇げした事務所の状態であり、市町村支援担当の初仕事か机や椅子・書棚などの事務機器の搬入であったことが強く記憶に残っています。また、四月当初は全く形が見えなく不安の中、阿南市からの研修生田中さんと、県民局の他部署で業務に訪れた際には必ず私の元に立ち寄ってくれる役場の同級生の二人の存在が大きかったです。

市町村支援担当は、県職員八名、私と田中さんの研修生二名、臨時職員一名の計十一名で動き始めました。全く新しい組織のためゼロからのスタートですが、当時の市町村課（選挙係、税制係除く）・ふるさと振興課の多くの業務と、当時最終局面を迎えていた市



観光ボランティアガイド日和佐

町村の合併支援業務の南部地区担当という位置づけとなり、役割（仕事）が徐々に形となっていきました。

県南部の風光明媚な環境のもと穏やかな日々が流れていたのもつかの間です。今振り返っても嫌な汗をかく『決算統計』のヒアリングの日がやって来しました。私の隣の席の美原さん（遂にきた今回の『阿波の自治』の原稿の依頼を下さった有り難い先輩）は決算統計の経験者であり、ヒアリング前から色々レクチャーを受けておりましたが、全く追いついていくことが出来なまま本番に突入し、見事玉砕担当をした町職員の方にフォローをしていただきましたが、脇の下から大量の汗が止まりませんでした。十一年過



四国霊場23番札所薬王寺のライトアップ

研修生だより



ひわさうみがめ
トライアスロン



日和佐八幡神社秋祭り

ぎても『決算統計』という言葉を知りたくて、ビクつくほどトラウマとなっています。

当時は、旧日和佐町・旧由岐町、海部下灘三町、阿南市・那賀川町・羽ノ浦町の合併協議が最終局面を迎えており、私も海部郡二箇所の合併協議会や幹事会に参加しました。合併に臨み各町のプライドを肌で感じ、市町村合併の難しさと合併をしなければならぬという強い意思をみる事ができ、研修後の業務に役立つことになりました。

平成十七年八月までは『郵政選挙』といわれた第四十四回衆議院議員総選挙や旧日和佐町では町長リコールといった選挙中心の業務が忙しいなか、『地域再生実践塾』という岩手県遠野市で開催された研修を受講することができました。グリーンツーリズムと現在では聞き慣れています、当時使われ始めた言葉であり、このグリーンツーリズムの先頭を走っている場所で色々と実際に肌で感じ、目で見、耳で聞くことは非常に実りある研修となりました。この研修の報告を『阿波の自治 (2005秋Vol.67)』実務コーナーに投稿したのもいい思い出です。

市町村支援担当では、市町村課に習い毎月一回勉強会を開催し、各担当が講師として意見を発表し他の方々

とディスカッションを行っていました。私が担当の時は、非常に的を得た(意地悪な?)質問を頂き四苦八苦し(やり過ぎ)ました。何よりもこの勉強会を終えたあと、目指せ管内全市町での懇親会ということで、海部郡・那賀町・阿南市の色々な場所各地区の美味しいものを頂きながら親睦を図っていました。こうしたことから市町村支援担当内は非常にアットホームな職場で、よく『少し静かにしましょう。』と主幹に静かに注意を受けたものです。

郵政選挙が終わり市町村課の業務が落ち着くと、月一回市町村課で行われる研修生研修会が始まりました。私達二人が県民局初の研修生ということで、市町村課の研修生の皆さんが非常に気配りして下さい、この市町村課の研修会に参加することになりました。この研修会の終了後には懇親会が毎回行われ、徳島市内の繁華街に月イチで繰り出し、研修生の絆を深めておりました。研修後十年を経過していますが、毎年一度は集まっており、南部総合県民局の研修生の私達二人も声を掛けてくれています。

こうして十年振りに当時は振り返ると、業務内容を殆ど覚えていないという事に自己嫌悪しているところですが、市町村支援担当の皆さんをはじめ、

南部総合県民局や市町村課の皆さんとの出会いには感謝するばかりです。現在の美波町長をはじめとする歴代の研修生の先輩から、『いろいろな分野で多くの人と関わる事ができるので、人脈を大切に!』と、研修生の心得を聞いておりましたが、まさしくそのとおりであり、本当に多くの方と知り合う機会を得ることができました。この一年間の貴重な経験をゆっくりと振り返り、今後の町行政に活かしていきたいかなければいけないと強く再確認したところで筆を置きたいと思えます。

本当にありがとうございました!



研修当時の南部総合県民局企画振興部

「子育て支援対策」 を受講して

神山町教育委員会事務局主事

駒形良介

平成二十八年六月十三日より十七日までの五日間、千葉県由市町村職員中
央研修所にて開催された「子育て支援」
研修に参加させていただきました。研
修には、全国より五十八名の参加があ
りました。五日間の研修では、講義や
ディスカッションによる演習形式、課
題制作などの様々な方法でテーマにつ
いて考えることができました。

受講する研修テーマについては、神
山町では受講者にはば一任されていま
す。役場事務職員としてのスキルアッ
プを期待し、法令実務や行政サービ
ス全般に関するものを受講しようかと考
えましたが、今自分が任されている担
当について深く掘り下げて考えること
も重要だと思い、「子育て支援」研修

を希望しました。

神山町では、昨年十二月、神山町版
地方創生戦略「まちを将来世代につな
ぐプロジェクト」を策定しました。こ
れからまちを支える将来世代を取り巻
く環境について考えるという趣旨から
町役場の若手職員も内容検討に携わり
ました。私もプロジェクト策定のワー
キンググループの一員として参加し、
主に教育分野について、具体的にどの
ようなことをしていくべきかを話し合
いました。様々な立場の意見を聞き合
うことで、自分が神山町で暮らし、働
いていても知り得なかったことを知る
ことができました。そうして作り上げ
たプロジェクトは現在、実行している
最中にあります。まだまだどのように
進めていくとよいのか分からないこと
が多く、悩む場面も多々あります。こ
のようなタイミングで研修の機会をい
ただけたことは願ってもみない好機で
した。

この研修では、グループ討議やペア
になって互いの自治体の状況、仕事の
様子などを話す機会が多くありました。
保育園の先生や放課後児童クラブの施
設整備担当の方などからは、こどもの
数に比して、施設やスタッフが慢性的
に不足状態にあり、無理が生じてきて
いるという話を聞きました。土地利用
や財政の合理化を図ろうと大規模な施

設合併を試みている自治体では、利用
者が通うのにかかる時間の増加や駐車
場不足、渋滞などが起きるといった問
題を抱えていました。そういった自治
体では、ハード、ソフト両面での改善
が必要で、どうしたらよいものになる
かといった改革に苦勞している様子で
した。施設の定員を超えない児童数で
の運営が可能である中山間地では感じ
ることのできない課題意識は新鮮でし
た。状況は大きく違ってはいますが、そ
のひとつひとつについて悩みを共有し
考えていくことは、翻って自分の所属
する自治体の再検討の機会にもなりま
す。あたりまえに行われている業務や
制度を他自治体での水準と比べてみる
ことで、良いところは自信を持って維
持していくことができるし、思わぬと
ころに改善のヒントをもらえたりしま
す。様々な状況を聞くことで普段の業
務を見つめ直すきっかけになりました。

「放課後児童クラブの課題と現状」
という講義では、放課後児童クラブの
制度発足の経緯から各地での現状、諸
外国の放課後活動の取り組みなどを聞
くことができました。家族形態の変化
から、共働き世帯の増加によって利用
ニーズが拡大していったという段階を
経て、児童クラブが現在のような形で
運営されています。神山町では、町内
小学校二校に隣接するかたちで放課後



神領ユリ

アカデミーレポート

児童クラブが存在しています。現在では、町内の過疎化による子育て世帯の減少や校区が広域に渡っていることなどから、放課後の子ども同士の距離が遠くなってしまっています。そのため、保護者の仕事の都合による理由のみではなく、放課後の子ども同士の学びあいや遊びの場という機能もあわせて果たしています。発足当初の目的とは離れますが、現在の状況からくる有効な使われ方のひとつでもあります。一方、講義内では諸外国の事例が紹介され、日本とは異なる放課後のサポートの仕方があることを知り、印象に残っています。オーストラリアの放課後児童クラブ（のようなもの）では、子どもの権利条約の考え方が重視され、保護者の事情を重視し運用形態が決まっているのではなく、自分たちが何をしたいのか、どんな風に放課後を過ごしたいのか、子ども自身が主体的に考え、行動できることを尊重しています。また、学校との協力体制も構築されており、教員と支援員がインフォーマルに交流できるような機会もあるそうです。学校での学びは放課後や家庭生活の充実によって、さらに発展したものになるという観点で子どもたちの様子が共有できる関係作りが目指されています。オーストラリアには、学校、クラブ、家庭生活といった子どもを囲む環境を

包括的に考えようとする態度が社会全体にあることを知りました。

課題演習は、六々七人のグループに分かれ、課題テーマについて最終日のプレゼン資料を作成、発表しなくてはなりません。十六時や十七時からの時間がプレゼン作成に与えられた作業の時間です。課題作成は難航し、毎晩遅くまで会議室で過ごしました。日を回りそうになったこともあるほどです。テーマは、魅力的な子育て支援を考えることでした。集まったメンバーは、人口四十万人の都市近郊部の自治体職員や保育士から、神山のような五、六千人規模の役場職員など様々です。まず私たちは、自分の市町村の事情と自分の仕事について、よい点、改善が必要だと感じる点などを次々と話し合いました。話すことで、また聞くことでお互いの理解も深まり、自分の業務への理解も改めていく時間になったことを記憶しています。そのなかでもとりわけ印象的だったのが、各々が自分で関わっている支援事業への自信と魅力的に感じる部分をしっかりと持っていたことです。私たちは、「支援制度をうまく伝える工夫」をテーマへの回答とすることにしました。受け手に沿った制度がきちんと支援を欲するひとに届けられるよう、考えをまとめました。限られた時間で作ったプ

レゼンの内容は、十分納得いくものとはなりませんでしたが、最後まで自分たちのこととして考えたものを残すことができました。

五日間の研修は、毎日非常に内容の豊富な授業の連続で、頭も体もたくさんになり徳島に帰ってきました。この文章を書く機会を与えていただき、研修のことを思い出していましたが、もう一度行きたいか、と問われれば、少しためらいます。そのくらいたびれしてしまう一週間でしたが、通常業務から離れ、勉強する場を与えていただいたことは非常に有り難いことでした。研修で話したことや考えたことを今後の仕事の中で形にしていきたいと思っています。

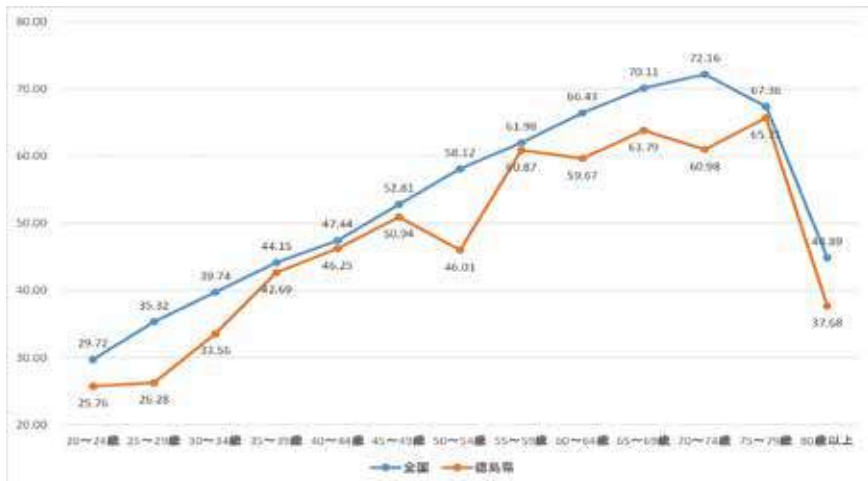


鮎喰川での川遊び

初の18歳選挙権と参議院合同選挙区

市町村課主事（行政担当） 宮田 莉沙

資料1
平成26年衆議院議員総選挙における年代別投票率の状況（全国との比較）



はじめに

今回の参院選では、十八歳選挙権・合区という大きな制度改正が行われました。

近年の国政選挙及び地方選挙は、投票率が低いといわれています。特に、若者の投票率は、全年代の中でも一番低い状況です（資料1）。この状態では、若者の意見が反映されないのではないかと考えられました。そこで、世界的には九割以上の国々が十八歳選挙権であることを

踏まえ、若者の政治参加への機会を広げるため、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年六月十九日公布。）により、選挙権年齢が七十年ぶりに引き下げられ、十八歳から選挙権を持つとともに、選挙運動も可能となりました。

一方、合区については、従前の参議院選挙区選出議員選挙は、都道府県を単位として執行されてきました。

しかし、時代の変化に伴う各都道府県の人口分布の変動などにより、一票の格差が拡大してきました。定数増減により格差是正を行ってまいりましたが、平成二十四年十月十七日、最高裁は、平成二十二年執行の参議院議員通常選挙にかかわる定数訴訟について、「違憲状態」との判決を言い渡しました。ただし、前回選挙にかかる判決からの期間が短く、是正のためには政治的判断など時間がかかることを認めた上で、都道府県単位での選挙区の見直しを含め、現行制度の抜本的見直しを速やかに行うよう示しました。

この判決後、国会内で様々な議論がなされました。そして、

資料2

	徳島県	高知県	合区
面積	4,146.65km ²	7,103.93km ²	11,250.58km ²
人口	755,733人	728,276人	1,484,009人
有権者数	653,418人	630,681人	1,284,099人
市町村数	24	34	58

※面積、人口は、平成27年国勢調査。
※有権者数は、H28.6.21現在の選挙人名簿登録者数。

資料 3

公職選挙法の一部を改正する法律の概要

1 選挙区制度の改革(4県2合区を含む10増10減)

(1) 定数の削減

長野県 (2人区→1人区)
宮城県 (2人区→1人区)
新潟県 (2人区→1人区)

(2) 合区

鳥取県及び鳥根県
徳島県及び高知県

(3) 定数の増加

兵庫県 (2人区→3人区)
北海道 (2人区→3人区)
東京都 (5人区→6人区)
福岡県 (2人区→3人区)
愛知県 (3人区→4人区)

これによって、一票の格差は、4.75倍⇨2.97倍に縮小

【別表第3】

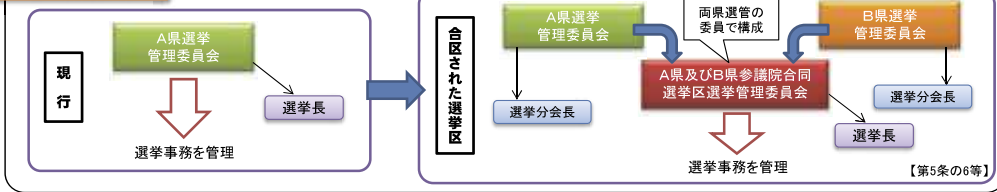
2 選挙運動

合区された選挙区について、次のような特例を規定(一般の選挙区の2倍)

	合区された選挙区	一般の選挙区		合区された選挙区	一般の選挙区
選挙事務所の数	2 ^{**1}	1 ^{**1}	標旗の交付数	2	1
自動車・船舶・拡声機の数	2	1	特殊乗車券の交付数	30	15
新聞広告の回数	10	5	推薦演説会の回数	8	4
同時に開催できる演説回数	10	5	補欠選挙等における確認団体の自動車の台数	2	1

※併当の数、通常乗車券の枚数及び選挙運動用ビラの枚数については、一般の選挙区と同じ計算式による(合区により選挙区内の小選挙区数等が増えることにより増加)。

3 管理執行体制



※総務省ウェブサイト(公職選挙法の一部を改正する法律の概要)から

区(徳島県及び高知県選挙区)となりました。今回の選挙区選挙は、隣接する高知県と合区になったことで、面積が約二・七倍、有権者数も約二倍(資料2)となりました。また、選挙運動にかかる交付物品等も二倍になり(資料3)、それに伴う事務を含め様々な場面で、高知県はもとより、郵便局や放送局など関係機関との協議をしていくことになりました。

前述の法改正により、合同選挙区都道府県は、協議により規約を定め、共同して参議院合同選挙区選挙管理委員会(以下「合同選管」)を置く(公選法第五条の六第一項)、合同選管委員は合同選挙区都道府県の委員をもって充てる(公選法第五条の六第四項)、合同選管委員長は委員の中から互選する(公選法第五条の六第九項)、と定められました。

参議院合同選挙区
選挙管理委員会

合同選管管理委員会は、計六回開催され、移動時間の負担を軽減するため、テレビ会議を活用しながら、委員会の運営や選挙の管理執行に係る事項について審議を行いました。

委員長職務代理者に高知県選挙管理委員会の恒石委員長が選任されました。合同選管委員長になったことにより、主たる執務場所が本県となりました。

合同選管管理委員会は、計六回開催され、移動時間の負担を軽減するため、テレビ会議を活用しながら、委員会の運営や選挙の管理執行に係る事項について審議を行いました。

(1) 合区ポスターとアイコン(ロゴマーク)の作成

第四回合同選挙管理委員会で、「合区を周知するポスター」及び「アイコン(ロゴマーク)」の作成が決定されました。デザイン発注の選定方法は、両県の業者を公平に取り扱うことが求められるため、両県の入札担当課等とも協議しながら、指名型提案募集方式(指名型プロポーザル方式)で実施しまし

選挙時啓発

今回は七十周年ぶりに選挙権年齢が十八歳以上に引下げられました。また、憲政史上初の合区ということで、報道関係の注目度は高かったのですが、より多くの有権者にどのように周知するかが課題となりました。ここでは、十八歳選挙権と合区の周知のために行った、選挙時啓発をご紹介します。

た。事業者は、各県で契約実績のある業者（各県三社ずつ）から提案を募りました。審査は、合同選管委員八名と両県の明るい選挙推進協議会会長の計十名を審査員とし、業者名を伏せて行われました。

こうして作成されたポスターとアイコンは、両県単独の啓発事業でも活用しました。本県では、駅貼りポスターへの使用や、啓発物資・駅前懸垂幕・新聞広告等にロゴマークを掲載しました。



合区周知用ポスター



合区周知用アイコン（3種）

(2) CM上映

徳島県では、昨年度に十八歳選挙権をテーマにした動画募集事業を行っていました。選挙時啓発として、その最優秀作品を編集し、十八歳選挙権と合区のテロップを加えた三十秒のCMを作成しました。県内の映画館に依頼し、ゴールデンウィークと選挙期日前周辺の一週間ずつ上映しました。集客率が高いであろう期間に依頼したことで、多くの人の目に触れることができたと思います。また、ケーブルテレビ徳島でも、選挙期間中にCMを放送しました。

(3) 啓発大使

徳島県では、十八歳選挙権をPRするため、啓発大使を初めて任命することとなりました。今回の制度改正で初めて選挙権を持った、本県出身の歌手で女優の上野優華さんを任命し、街頭啓発などを行いました。高知県では、AKBチーム8の徳島県と高知県出身メンバーによる啓発が行われました。

(4) Twitter

本県では、期間限定（公示日一週間前）当選証書付与式日）で、県の若手職員がTwitterで投票を呼びかけました。街頭啓発などのイベント周知や投票についての豆知識など、SNSが身近な若い有権者に向けて、期間中に一日一回以上の更新を続けました。

選挙結果

参议院通常選挙は七月十日に投票が行われ、徳島県の投票率は四六・九八%、高知県の投票率は四五・五二%と、両県ともに過去最低のものとなってしまいました。さらに、全国的に見てもワースト一位（高知県）、二位（徳島県）となり、選挙区ごとの投票率でも四六・二六%と最下位となりました（資料4）。

今回の選挙は、初めての合区制度導入であるとともに、選挙権年齢の引下げや投票環境の向上など、多くの制度改正があり、注目度の高い選挙と思われましたが、非常に残念な結果となりました。

報道によると、合区により選挙区が拡大し、候補者と有権者との距離が遠くなったと感じられたことが要因と考えられているようです。

特に高知県では、今回の候補者がすべて徳島県出身者だったので、関心が低くなったことにより、無効投票率も六・一四%と、全国平均（二・六五%）を大きく上回る結果となったのではないかと考えられているようです。

十八・十九歳の投票率は、三六・〇一%と全国平均（四六・七八%）より低くなりました（資料5）。ただ、個別に見ると、十八歳は四一・二%、十九歳は三〇・七%と、一〇%以上の差が生まれています。この傾向は全国的にもみられるもので、前年度から実施している学校での主権者教育によるものではないかと考えられます。

おわりに

初めて合区となり、何もかもが手探りの状況でしたが、無事に選挙が終了しました。しかし、実際に事務を進めていくと、管理執行上の課題等も見つかりました。

また、選挙後、合区解消へ向けた動きも出ており、今後の動向に注視していく必要があると思われます。次回の参議院通常選挙が、合区状態のままで行われる場合には、お互いに分担した事務もありますので、今後も高知県と情報共有を行い、連携を深めていくことが必要であると考えます。

そして今回、十八歳以上に選挙権が与えられたことで、特に教育の現場で、政治的中立の立場で行うことや選挙運動の境界など、戸惑いを覚えた先生方が多くいらっしたようです。今後も教育委員会や各市町村選挙管理委員会と協力し、さらに主権者教育に力を入れていかなければならないと思います。

資料 5

第 2 4 回 参議院議員通常選挙年齢別投票者数調 (18歳 - 19歳) (全数調査)

都府道	有権者数			投票者数			投票率			<参考> 全体の投票率
	18歳	19歳	計	18歳	19歳	計	18歳	19歳	計	
北海道	48,092	47,978	96,070	22,472	19,205	41,677	46.73	40.03	43.38	56.78
青森県	13,351	12,275	25,626	5,730	4,255	9,985	42.92	34.66	38.96	55.31
岩手県	12,379	11,540	23,919	5,938	4,355	10,293	47.97	37.74	43.03	57.78
宮城県	21,939	22,384	44,323	10,968	9,264	20,232	49.99	41.39	45.65	52.39
秋田県	9,183	8,330	17,513	4,416	2,990	7,406	48.09	35.89	42.29	60.87
山形県	10,619	10,277	20,896	5,528	4,066	9,594	52.06	39.56	45.91	62.22
福島県	19,123	18,465	37,588	8,946	6,611	15,557	46.78	35.80	41.39	57.12
茨城県	28,763	28,535	57,298	13,728	10,824	24,552	47.73	37.93	42.85	50.77
栃木県	18,564	18,687	37,251	8,817	6,959	15,776	47.50	37.24	42.35	51.38
群馬県	19,320	20,309	39,629	9,296	7,512	16,808	48.12	36.99	42.41	50.51
埼玉県	68,271	70,703	138,974	37,759	32,740	70,499	55.31	46.31	50.73	51.94
千葉県	56,942	59,128	116,070	30,701	27,205	57,906	53.92	46.01	49.89	52.02
東京都	101,757	110,457	212,214	63,321	59,429	122,750	62.23	53.80	57.84	57.50
神奈川県	82,639	85,309	167,948	48,294	43,581	91,875	58.44	51.09	54.70	55.46
新潟県	22,450	21,894	44,344	10,761	8,096	18,857	47.93	36.98	42.52	59.77
富山県	10,056	9,955	20,011	4,758	3,497	8,255	47.32	35.13	41.25	55.61
石川県	11,253	11,637	22,890	5,662	4,546	10,208	50.32	39.07	44.60	56.88
福井県	7,962	7,898	15,860	3,830	2,862	6,692	48.10	36.24	42.19	56.50
山梨県	8,658	8,805	17,463	4,689	3,655	8,344	54.16	41.51	47.78	58.83
長野県	20,940	20,171	41,111	10,873	7,760	18,633	51.92	38.47	45.32	62.86
岐阜県	20,512	20,097	40,609	10,850	9,053	19,903	52.90	45.05	49.01	57.74
静岡県	35,094	34,623	69,717	17,092	12,864	29,956	48.70	37.15	42.97	55.76
愛知県	73,107	74,250	147,357	42,546	36,683	79,229	58.20	49.40	53.77	55.41
三重県	17,971	17,686	35,657	9,849	8,024	17,873	54.80	45.37	50.12	59.75
滋賀県	14,450	14,498	28,948	7,824	6,815	14,639	54.15	47.01	50.57	56.52
京都府	23,828	24,885	48,713	12,182	10,645	22,827	51.12	42.78	46.86	51.16
大阪府	84,621	85,476	170,097	42,624	36,977	79,601	50.37	43.26	46.80	52.23
兵庫県	55,105	54,724	109,829	27,180	21,959	49,139	49.32	40.13	44.74	53.74
奈良県	14,041	13,772	27,813	7,794	6,565	14,359	55.51	47.67	51.63	56.89
和歌山県	9,787	9,611	19,398	4,498	3,613	8,111	45.96	37.59	41.81	55.29
鳥取県	5,525	5,484	11,009	2,527	1,824	4,351	45.74	33.26	39.52	56.28
島根県	6,480	6,416	12,896	2,915	2,107	5,022	44.98	32.84	38.94	62.20
岡山県	18,973	19,045	38,018	8,603	6,426	15,029	45.34	33.74	39.53	50.86
広島県	27,169	27,397	54,566	11,573	8,742	20,315	42.60	31.91	37.23	49.58
山口県	13,307	12,726	26,033	5,777	4,046	9,823	43.41	31.79	37.73	53.35
徳島県	7,109	6,945	14,054	2,929	2,132	5,061	41.20	30.70	36.01	46.98
香川県	9,465	9,317	18,782	3,974	2,886	6,860	41.99	30.98	36.52	50.04
愛媛県	13,593	13,040	26,633	5,631	3,899	9,530	41.43	29.90	35.78	56.36
高知県	6,631	6,647	13,278	2,340	1,767	4,107	35.29	26.58	30.93	45.52
福岡県	48,343	49,585	97,928	23,856	19,958	43,814	49.35	40.25	44.74	52.85
佐賀県	9,045	8,351	17,396	4,487	3,342	7,829	49.61	40.02	45.00	56.69
長崎県	14,172	12,918	27,090	6,258	4,395	10,653	44.16	34.02	39.32	55.89
熊本県	17,718	16,701	34,419	8,007	5,656	13,663	45.19	33.87	39.70	51.46
大分県	11,240	10,741	21,981	5,367	3,992	9,359	47.75	37.17	42.58	58.38
宮崎県	11,649	10,359	22,008	4,489	2,908	7,397	38.54	28.07	33.61	49.76
鹿児島県	16,529	14,766	31,295	7,117	5,069	12,186	43.06	34.33	38.94	55.86
沖縄県	16,619	16,231	32,850	7,657	6,329	13,986	46.07	38.99	42.58	54.46
合計	1,194,344	1,201,028	2,395,372	612,433	508,088	1,120,521	51.28	42.30	46.78	54.70
<参考>	18歳、19歳合計の投票率 (抽出調査)			<7月11日公表>			51.17	39.66	45.45	

【備考】
1 年齢は、平成28年7月10日現在の満年齢である。
2 投票者数は、選挙区選挙の投票を行った者の数であり、期日前投票及び不在者投票、在外投票を行った者の数を含む。

※総務省ウェブサイトから

資料 4

都道府県別有権者数投票率 (選挙区)

区	分	投票率 %		
		男	女	計
北海道	海	57.43	56.22	56.78
青森県	森	55.99	54.71	55.31
岩手県	手	58.77	56.88	57.78
宮城県	城	52.99	51.83	52.39
秋田県	田	62.01	59.87	60.87
山形県	山	63.83	60.74	62.22
福島県	島	57.39	56.87	57.12
茨城県	城	51.57	49.99	50.77
栃木県	木	52.64	50.14	51.38
群馬県	群	51.30	49.75	50.51
埼玉県	玉	52.52	51.36	51.94
千葉県	千	52.36	51.68	52.02
東京都	都	57.41	57.58	57.50
神奈川県	神	55.78	55.15	55.46
新潟県	潟	61.58	58.10	59.77
富山県	山	56.64	54.66	55.61
石川県	川	57.49	56.32	56.88
福井県	井	57.20	55.85	56.50
山梨県	山	58.96	58.71	58.83
長野県	野	63.55	62.21	62.86
岐阜県	野	58.31	57.22	57.74
静岡県	岡	56.37	55.17	55.76
愛知県	重	56.15	54.68	55.41
三重県	重	59.91	59.59	59.75
滋賀県	賀	57.20	55.86	56.52
京都府	都	52.42	50.02	51.16
大阪府	府	52.29	52.18	52.23
兵庫県	府	54.15	53.36	53.74
奈良県	和	58.03	55.89	56.89
和歌山県	歌	55.74	54.89	55.29
鳥取県	取	56.50	56.09	56.28
島根県	根	62.80	61.66	62.20
岡山県	岡	51.34	50.42	50.86
広島県	島	50.21	49.01	49.58
山口県	口	53.22	53.47	53.35
徳島県	島	47.51	46.51	46.98
香川県	川	50.38	49.73	50.04
愛媛県	媛	56.32	56.39	56.36
高知県	知	44.69	46.23	45.52
福岡県	岡	52.57	53.10	52.85
佐賀県	賀	56.77	56.63	56.69
長崎県	崎	55.92	55.86	55.89
熊本県	本	51.91	51.06	51.46
大分県	分	58.36	58.40	58.38
宮崎県	崎	50.09	49.47	49.76
鹿児島県	鹿	56.37	55.41	55.86
沖縄県	沖	54.20	54.71	54.46
計		55.13	54.30	54.70

(再掲)
鳥取県・島根県 59.95 59.14 59.52
徳島県・高知県 46.14 46.37 46.26

※総務省ウェブサイトより一部抜粋

地方財政・地方創生分野での「見える化」の動きについて

市町村課主事（企画財政担当） 佐々木 大 祐

1 はじめに

地方創生の実現に向けては、地域の現状と課題を適切に把握・抽出することが重要であり、その際に、自治体や住民の戦略立案を支援する分かりやすい「見える化」された情報があればとても貴重な存在となる。

国の経済・財政諮問会議では、「経済・財政再生計画」に基づいて、主要分野の改革の方向性を具現化するとともに、改革を着実に進めることを企図して「見える化」に注目した「経済・財政再生アクション・プログラム」（以下「経済・財政再生AP」という。）を平成二十七年十二月に決定している。

本稿では、地方財政・地方創生分野での「見える化」の取組について、主に経済・財政再生APの内容を紹介し、国が進める改革の意図や考え方についてまとめた。

2 改革の要点（国の意図）

「1」改革の推進力としての「見える化」

経済・財政再生APでは、お金の使われ方であるインプットの「見える化」と、お金を使った結果どのような成果が生み出されたかを示すアウトプットの「見える化」の双方を目指している。財政と政策効果という「見えにくいもの」について、自治体単位、住民一人当たり金額等の身近な単位で括り出し、他と比較することによって自分の属する自治体の運営が全国的にど

のような位置にあるのか住民が把握できるようになる。

一人当たりのお金の使われ方とその政策効果を自治体ごとに分析すると、類似した条件下にあって、上手くお金を使っているところとそうでないところが明らかになる。

この差異について、発生要因を分析することにより、上手くお金を使っているかどうか、つまりワイズ・スペンディング（賢い支出）しているか否かを評価・検討することができ、上手くお金を使えていない場合は、トップランナー（時代や分野の最先端で活躍する人）を見習うことにより、ワイズ・スペンディングに近づいているかどうか、これまでの努力を検証しつつ改革を進めることができる。

同時に、自治体などの組織ごとのインプットとアウトプットの差異について、国民に分かりやすい形で揭示する「分かりやす化」を目指す。インプットの差異は国民一人ひとりの負担に、そしてアウトプットの差異はQOL（生活の質）に直結することから、そこに差異が存在することをわかりやすく揭示することで、ワイズ・スペンディングへの要請が自治体に広がることで、改革が進むことが期待される。

日本経済がデフレからの完全脱却を果たすために必要なのは、改革の「躍動感」である。「躍動感」は大胆な改革に連続して取り組むことによって生み出されるものであり、「見える化」はその改革を可能にするための仕掛けとしているものである。

「2」 経済と財政双方の再生

人口減少、少子高齢化、インフラの老朽化などの構造的な諸課題に対する各分野での改革の取組は、将来に向けた成長・発展にとって重要であり、こうした課題にはしっかりと対応していくというメッセージは明確に打ち出すべきである。そのためには、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた配分を行うこと、そして大きな構造変化の中で経済と財政を大きく立て直すという発想が重要となる。

例えば、公務の場合には、大胆に適正なアウトソーシングを拡大することによって公費削減に、高齢化の加速は、医療・介護関連分野や健康増進の市場拡大に、健康寿命の延伸や疾病予防は、医療費の抑制、生産性の向上につながり、さらには民間投資の呼び水になるものであり、取組を強化すべきである。

このように新しい手法や主体に置き換えるなど、ピンチをチャンスに変える発想で、経済と財政双方の再生を目指す明快な展望を描いていくことが重要である。

3 改革の目指す姿

「見える化」は、課題解決に向けた改革の必要性を、国民に広く伝えるために取り組むものである。自治体間で比較できて差異が分かるようにするため、例えば、保健福祉、教育、安全など暮らし(QOL)やアメニティ(快適さ)

に係る主な指標は地域によってどのように違っているか、歳出の傾向との関係性はどうか、一般財源の使途は自治体ごとでどのように違っているかなどが分かる「見える化」に取り組む。こうした「見える化」が進むだけでも多くの気付きや行動変化につながると考えられる。

行政の運営改善の有無・程度が分かるようにするため、例えば、公共サービスのイノベーション、公的サービスの産業化、インセンティブ改革の広がり、取組事例などを明らかにするとともに、経済・財政動向との関係性を分析するなどの「見える化」に取り組む。先進的な取組事例を「見える化」することは、「同じようなことならば自分達もできるはず、やってみよう」という動機付けになることが期待される。

課題の所在が分かるようにするため、例えば、医療費・介護費の地域差にはどのような特徴傾向があるか、総務管理費や公営企業経営の地域差にはどのような特徴、傾向があるか、全国的な傾向に比して健全度が高い地域の特徴はどのようなものか、他の地域へ適用できることはあるかなど「見える化」に取り組む。このように様々な分析が積み重ねられて、地域差解消の方策の検討につながっていくことが望まれる。

4 「見える化」の現状と今後について

「1」 経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイト

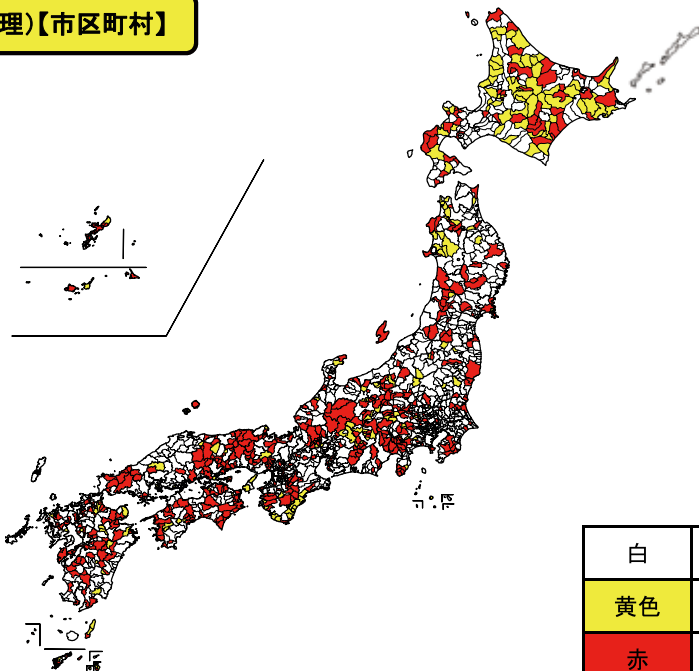
経済・財政一体改革を着実に進めるために、内閣府は平成二十八年七月二十九日に「見える化」ポータルサイト及び「見える化」データベースを開設した。本データベースでは、自治体別



資料1 内閣府 経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイトの一部

民間委託の実施状況(平成27年4月1日現在)

学校給食(調理)【市区町村】



白	委託有り
黄色	専任職員無し等
赤	委託無し

資料2 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査の一部(総務省HPより)

〔2〕 総務省の地方行政サ

ビス改革の取組状況の

「見える化」について

「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえて、平成二十七年八月二十八日に総務省において「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」が策定された。この中では、「地方行政サービス改革に関する取組情報、方針の見える化及び比較可能な形で公表について」述べられており、「民間委託、指定管理者制度、庶務業務の集約化、クラウド化等の推進等の取組について、総務省においては、各地方公共団体における取組状況・方針を統一した様式で整理・公表する「取組状況・方針の見える化」を実施する」とされ、平成二十八年三月二十五日に総務省HPでも公表されている(資料2)。

〔3〕 経済・財政再生計画の行程について

経済・財政再生APでは、地方行財政の「見える化」について、以下のとおり記述されている。

平成二十七年年度決算より、経年比較や類似団

体比較を含めて住民一人当たりコストについて性質別・目的別に網羅的な「見える化」を実施する。また、国民が様々な条件を設定して自治体間比較ができるデータベースの早期実現に取り組む。このほか、予算・決算の対比に関する情報開示の各自治体分での実現に向け、自治体の事務負担にも配慮しながら取り組むなど、地方財政の「見える化」の拡充を図る。

窓口業務等に係る住民一人当たりコストや民間委託等による歳出効率化効果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて試行的な算定フォーマットを作成・公表し、各自治体での活用を促す。

都道府県別の住民一人当たり行政コストとその財源内訳の分析、自治体の頑張りや地方財政制度等の改革に係る経済効果の検証を行う。改革行程表の一部については、資料3・4に、主要分野の「見える化」事項の一部は資料5に示す。

5 地方創生分野での「見える化」

「見える化」の動きは地方創生分野でも進められており、その一例を紹介しておく。自治体における地方版総合戦略の検証や改善をはじめ、一般の個人が住んでいる地域の様々な情報を分析する際の支援ツールとして、国は平成二十七年四月から「地域経済分析システム(以下「RESAS」という。)の提供を開始している(資料6)。

RESASは、地域の産業構造や人口動態、

時系列別に整備した各種データ・指標の比較により、経済・財政と暮らしに関係する様々な地域差を「見える化」でき、収録している元データをダウンロードする事も可能である(資料1)。

人の流れなどに関する官民のビッグデータを「見える化」することにより、現状の把握や問題解決に役立つ分析情報を提供するもので、自治体だけでなく、一般の個人にも利用可能となっている。

従来の数字ばかりが羅列された各種統計データは、内容の把握や活用までに一定の時間や手間を必要とするが、REESAでは、産業・地域経済循環・農林水産業・観光・人口・消費・自治体比較の分野について、パソコン上でワンクリックすれば、国・県・市町村単位でデジタル化したマップやグラフを表示することができ、容易に地域の現状がわかるようになっている。

障分野や文教・科学技術分野においても、既にウェブサイトで公表されている。一方で、経済・財政再生APでは、順次進められる「見える化」について、様々な生の情報、データの単なる情報公開にとどまらないように注意しな

6 おわりに

「見える化」の動きは、今後公表項目が増えたり、データ分析機能が拡充される見込みとなっており、更に、地方財政・地方創生分野に限らず、社会保

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度							
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
<p>＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞</p> <p>○地方財政の全面的な「見える化」</p> <p>各団体の行政コスト等の経年比較や他団体比較、団体自らの分析結果を取りまとめた財政状況資料集(Excel形式)等を総務省ホームページにおいて公表</p> <p>住民一人当たり行政コストについて、 ・維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別 ・民生費、衛生費、教育費等の目的別で網羅的に、財政分析の内容も含めて「見える化」</p> <p>公共施設等の老朽化対策という新たな課題に対応し、固定資産台帳の整備に合わせて、各自治体の「資産老朽化比率」を「見える化」し、将来負担率との「組合せ分析」を導入 ・施設類型等の一人当たり面積等のストック情報や固定資産台帳による土地情報等を「見える化」により、ストック情報を全面的に「見える化」</p> <p>データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加等により、地方財政決算情報ホームページの使いやすさの一層の向上を図る</p> <p>27年度決算より、経年比較や類似団体比較を含めて住民一人当たりコストについて性質別・目的別に網羅的な見える化を実施する。様々な条件で自治体間の比較ができる形での「見える化」の検討を行う。</p> <p>28年度において都道府県・政令市に係る「予算・決算」について自治体の事務負担にも配慮しながら取り組む</p> <p>固定資産台帳により土地情報について「見える化」し、その有効活用を促す</p> <p>集中改革期間の取組の効果を踏まえ、「見える化」の促進についてさらに検討</p>								
地方行財政の「見える化」	《総務省自治財政局》							

資料3 経済・財政再生アクションプログラム行程表の一部(内閣府HPより)

経済・財政再生計画 改革工程表

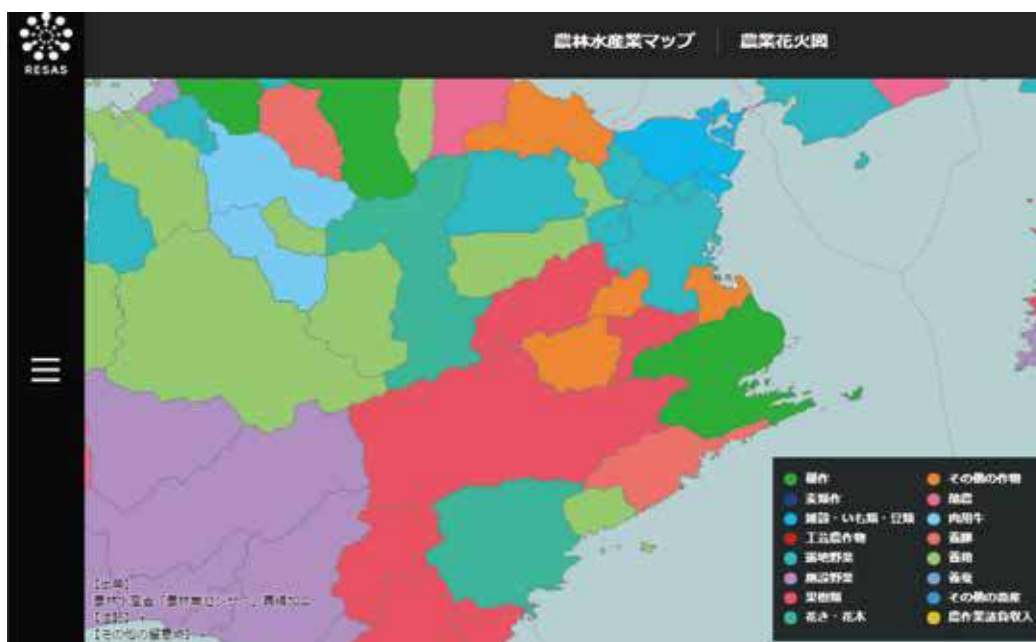
2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度							
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
<p>＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞</p> <p>○公共施設等総合管理計画</p> <p>特別交付税措置等により支援</p> <p>公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現状及び将来の見通し(老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等)を踏まえて策定するよう引き続き促進</p> <p>更新・統廃合・長寿命化等の取組の進捗を踏まえた継続的な計画の見直し・充実化</p> <p>施設の集約化・複合化等を促進</p> <p>先進団体の取組・ノウハウを横展開</p> <p>施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省ホームページで公表</p> <p>各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表</p> <p>資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせ経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」</p> <p>集約化・複合化等による成果事例の収集及び成果の把握手法の検討</p> <p>上記結果に基づき成果を検証</p> <p>個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年変化や類似団体比較等を実施した上で各団体の分析コメントを付けて公表</p> <p>計画の対象期間、集約・複合化等の状況、それによる床面積の縮小やライフサイクルコストの削減、個別施設の住民一人当たり費用の見える化などについて、自治体の取組を同じベースで横比較できるよう、総務省及び個別施設計画の所管省庁が連携して、各自治体に対し個別施設計画上のガイドライン及び通知等により助言。その際には、集約化・複合化等及び広域での取組推進のための都道府県の役割を明示するとともに、計画の対象期間についてはできるだけ中長期とすることについて、着実に推進する</p> <p>・公共施設等総合管理計画を策定した地方自治体数【2016年度までに100%】</p> <p>・施設の集約化・複合化等を実施した地方自治体数【増加、進捗検証】</p> <p>・資産老朽化比率</p>								
地方行財政の「見える化」	《総務省自治財政局》							

資料4 経済・財政再生アクションプログラム行程表の一部(内閣府HPより)

地方行財政改革・分野横断的な取組の「見える化」事項

「見える化」事項	時間軸	「見える化」を 実行する主体	ねらい
地方財政に係る「見える化」の推進(決算情報) ①住民一人当たり行政コストにつき、維持補修費・普通建設事業費等の性質別・民生費・衛生費等の目的別で網羅的に財政分析の内容も含め「見える化」 ②固定資産台帳の整備とあわせて、各自治体の「資産老朽化比率」を「見える化」し、将来負担比率との「組合せ分析」を行うとともに、施設類型毎の一人当たり面積等のストック情報や固定資産台帳による土地情報等を「見える化」することにより、ストック情報を全面的に「見える化」 ③予算・決算の対比に関する情報開示の充実による「見える化」につき、自治体の事務負担にも配慮しながら実施 ④地方財政決算情報ホームページにつき、データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加により、使いやすさを一層向上 ⑤面積や人口規模、高齢化比率等の条件を指定し、自治体や住民が他団体と比較できるようデータベース整備を検討し、必要に応じて適切な措置を実施	①2016年度 ②2016年度～2018年度 ③～④2016年度 ⑤2017年度～2018年度	総務省	多面的な視点から自治体の財政を「見える化」することにより、自治体自らによるチェック及び住民による財政分析が可能となる
地方財政に係る「見える化」の推進(公共施設等総合管理計画) ①計画の策定を促進 ②更新・統廃合・長寿命化等の取組の進捗を踏まえた継続的な計画の見直し・充実化や施設の集約化・複合化等を促進 ③先進団体の取組・ノウハウを横展開 ④資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせ経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」 ⑤個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年変化や類似団体比較等を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表	①2016年度 ②2017年度から改革期間内 ③～⑤改革期間内	総務省	厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化する。地域社会の実情にあった将来のまちづくりや、国土強靱化にも資する
地方財政に係る「見える化」の推進(地方公会計) ①統一的な基準による地方公会計の整備を促進 ②各団体の財務書類や固定資産台帳を総務省ホームページにおいて公表・地方公会計等を活用し、予算編成等の財政マネジメントを強化	①2016年度～2017年度 ②2018年度から改革期間中	総務省	財政のマネジメント強化のため、セグメント情報やストック情報を予算編成等に積極的に活用し、自治体の限られた財源を「賢く使う」取組を促す
地方財政に係る「見える化」の推進(公営企業会計) ①重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進 ②公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表(毎年度) ③「経営比較分析表」の公表分野の拡大(毎年度2～3事業分野程度)や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進	①・②2016年度～2019年度 ③2016年度～2018年度	総務省	・貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じ、自らの経営・資産等を正確に把握する(適用拡大) ・「経営比較分析表」における分析は、経営、事業等の分野ごとに適切な指標を活用し、複数の指標を組み合わせた分析や、経年比較や他の自治体等との比較を行い、経営の現状、課題等を的確、簡明に把握(経営比較分析表)

資料5 主要分野の「見える化」事項の一部 (内閣府HPより)



資料6 農林水産業マップ (徳島県内市町村別主要産物) (RESASより)

マイナンバーカードの普及・利活用について

地域振興課主事（情報企画担当） 喜 田 慎 也

1 はじめに

平成二十八年一月一日より、「社会保障・税・災害対策」の三分野に限ってマイナンバーの利用が開始されている。マイナンバーの利用が開始されてから半年以上経過し、主に自治体の手続きや申請などといった行政サービスを中心とした公的活用が主な利用方法となっている。

本県のマイナンバーカードの申請状況は八月末現在で「五万八千五百十七枚」、人口比で「七・五パーセント」となっており、全国との状況と比較して決して高い数字とは言えない状況となっている（全国の申請件数は「千百九十四万三千三百六十六枚」で人口比「九・三パーセント」）。

そこで、本稿では、マイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナンバーカードのメリットについて説明する。

2 マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度について、平成二十七年十月五日より行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、住民票を有する全ての国民に十二桁のマイナンバーが通知され、現在、公的な場面で主に活用されている。マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確にかつスムーズに確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国

民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

マイナンバーの具体的な利用場面は、①社会保障の手続き、②税務関係の手続き、③災害対策の手続きの三つがある。①については、雇用保険の資格取得や福祉分野の給付、生活保護などの手続きの際に利用する。②については、税務署に提出する確定申告書や法定調書、市町村等に提出する給与支払報告書などへの記載の際に利用する。③については、具体的なイメージが湧きにくいのが、震災などで被災した際に活用する被災者台帳の作成事務などで利用される場面がある。

続いて、マイナンバーを活用する際に必ず関わってくるのがマイナンバーカードである。

原則交付手数料は無料であり、交付当初はシステムの不具合で作業は大幅に遅れていたが、現在はシステムの不具合は解消済みとなっている。また、総務省においても、市区町村におけるマイナンバーカードの早期交付を支援するため、カード交付が進んでいる自治体やシステム専門家等をメンバーとする「マイナンバーカード交付促進支援チーム」を本年五月十三日に設置し、各市区町村のカードの早期交付促進に資する「マイナンバーカード交付促進マニュアル」を全国の自治体に配布済みである。併せて、前述のマニュアルにおける早期交付に向けた効率的取組や実施体制を参考とし、本年六月より全国の自治体でマイナンバーカード交付計画が策定されており、カードの滞留解消が期待される。

なお、現在、本県では滞留分は発生していない状況である。

また、顔写真のついたカードであり、公的な身分証明書として利用できる。

さらに、カードの裏面には、「マイキー」部分（「公的個人認証機能」による電子証明書」と「ICチップの空き領域」）があり、自治体だけでなく、民間事業者も利用ができる。

この「電子証明書」はカードの取得後すぐに利用可能であり、e-Tax xなどの各種行政手続のオンライン申請時等の本人確認の際に利用される。今後の「電子証明書」の利用としては、コンビニでの住民票の写しなどの証明書交付サービスの普及拡大が期待される。本県でコンビニ交付サービスを実施しているのは、現在のところ、三好市、藍住町のみであるが、導入に向けた検討を行っている団体も見受けられる。全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指す必要があると考える。未導入団体においては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いしたい。

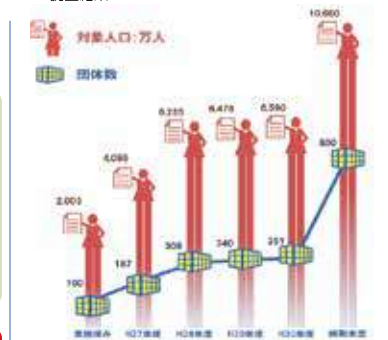
（資料1及び資料2参照）

資料1

「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

○全国のコンビニエンスストア（約47,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、平成28年度中に、コンビニ交付の実施団体数を300団体とし、実施団体の人口の合計も3倍の6,000万人を超えることを目指す。

（参考）コンビニ交付に係る市町村へのアンケート調査結果



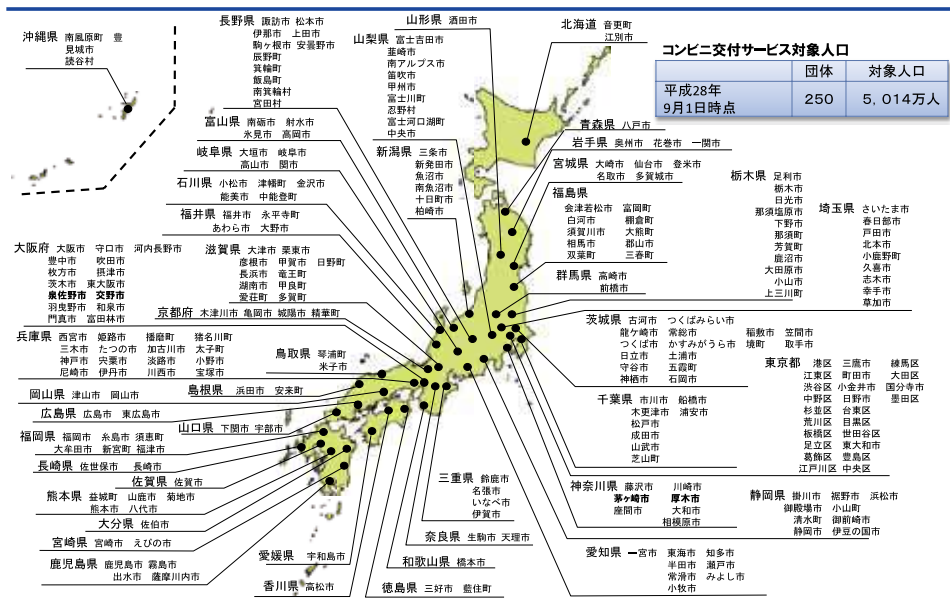
※ J-1ISが平成26年度末に実施したアンケート調査結果による。実施済み団体数は平成27年6月1日現在。対象人口は平成28年1月1日現在の人口をもとに算出。

3 マイナンバーカードの
利活用について

資料3にあるようにマイナンバーカードのメリットとしては、①マイナンバーを証明する書類としての機能、②本人確認の際の公的な身分証明書としての機能、③付加サービスを搭載した多目的カードとしての機能、④各種行政手続

資料2

市区町村の参加状況



のオンライン申請の機能、⑤各種民間のオンライン取引/口座開設の機能、⑥コンビニなどで各種証明書を取得できる機能などがある。

①については、就職、転職、出産育児、病气、年金受給、災害等多くの場面でマイナンバーの提示が必要となる。②については、なりすまし被害の防止の意味もあり、①の場面等で本人確認がマイナンバーカード一枚で可能となる。

③については、いわゆるワンカードの促進である。マイキー部分を活用して、マイナンバーカードを公共施設の利用証や商店街のポイントカードなどへの利用が考えられる。また、現在国においては、マイナンバーカードを様々なサービスを呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤である「マイキープラットフォーム」の構築、民間事業者のポイントを地域経済応援ポイントとして商店街等で活用できる仕組みである自治体ポイント管理クラウドが検討されている。

④については、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書（署名用の電子証明書と利用者証明用電子証明書）を用いて、e-Taxなどの電子申請の利用やマイナポータルへのログインをはじめ、各種行政手続のオンライン申請に利用できる。

⑤及び⑥については、電子証明書をを用いてオンラインバンキングをはじめ各種民間のオンライン取引での利用、全国のコンビニでの各種証明書の取得が可能である。

ここで、④のところでも触れたマイナポータルについて説明する。

マイナポータルとは、

○情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録（情報提供等記録）

資料3

マイナンバーカードのメリット

行政

マイナンバーを証明する書類として

○マイナンバーを証明する書類としてマイナンバーカードを提示

住民 提示 窓口

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面でマイナンバーの提示が必要となる。

券面

本人確認の際の公的な身分証明書として

住民 本人確認 様々な場面

なりすまし被害の防止

○マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
○金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネススクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面 電子証明書

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
- 自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードがマイナンバーカードに一元化

券面 アプリ 電子証明書

民間

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得

コンビニ

○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

現在、141市町村が導入し約3,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

アプリ 電子証明書

各種行政手続のオンライン申請

電子申請 (e-Tax等) の利用
行政からプッシュ型の情報 (お知らせ) を取得

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

○行政の効率化
○手続き遅れによる損失の回避

電子証明書

各種民間のオンライン取引/口座開設

インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用

電子証明書

○行政機関が中間サーバーに保有する住民に関する情報（自己情報）

○行政機関等から住民宛のお知らせ（例：子どもの予防接種や検診のお知らせ）

を住民が自ら自宅のパソコン等から確認できるサービスを提供するものである。

また、ライフイベントで発生する行政機関や民間事業者への申請等がもれることがないようナビゲートし、オンライン申請、オンライン決済等のサービスを可能とする。

さらに、民間の電子送達サービスと連携し、確定申告等を行う際に必要となる生命保険料控除や寄付金控除の証明書の入手を可能とすることで各種サービスを実現できる。なお、マイナポータルの本格稼働は平成二十九年七月を予定している。

※マイナポータルが提供するサービスと画面構成（案）については、資料4を参照。

今後、マイナポータルを活用した住民サービスの向上と行政事務の効率化が期待されており、まずは子育て等に関する施策から順次、行政サービス等の検索・閲覧サービスや各種手続のオンライン申請での受付を推進していくこととされている。

ここで、マイナポータルの子育てワンストップサービスの概要について紹介しておきたい。子育てワンストップサービスで便利になることについては次のとおりである。

○サービス検索機能によって、自分にぴったりのサービスを検索できる。

（メリット）→住民側は個々の状況に合わせて、必要なサービスが検索可能。自治体側は、窓口での住民への説明の手間を減らすことができる。

○利用者は役所に向くことなくオンライン申請できる。

（メリット）→住民側は、オンライン申請がい

資料 4

マイナポータルで実現すること

ご利用には・・・

公的個人認証サービスを利用してログインするため、マイナンバーカードとカードリーダーが必要です。

利用者 マイナンバーカード カードリーダー パソコン

ワンストップサービス

ライフイベントで発生する行政機関や民間事業者への申請等に遺漏がないようナビゲートし、オンライン申請、オンライン決済等のサービスを可能とします。
(まずは子育てサービスから開始する予定です！)

お知らせ

行政機関の他、民間事業者から送達サービスを利用して各種書類を電子的に受け取ることができます。

税金や社会保険料など、公金の決済をネットバンキングやクレジットカード決済を利用し納付することができます。

自己情報表示(あなたの情報)

中間サーバーに格納した特定個人情報を住民自ら表示し、確認できます。また、表示した情報を自分のパソコン等にダウンロードすることができます。

利用可能端末

順次、スマートフォン、タブレット、TV、コンピニ端末等から利用できるよう検討中です。

つでもできるようになる。自治体側は、書面様式から手入力でシステムへ投入する手間が削減できる。

○忘れてしまいがちな手続きもプッシュ型通知でお知らせ。(マイナポータルのお知らせ欄に能動的に通知する方式)

(メリット) ↓住民側は、確認や、提出忘れを

そのためにも、各団体において、コンビニ交付サービスの導入、「マイキープラットフォーム」への参加、「マイナポータル」の活用等の予算化を図っていく必要がある。

そのことが、最終的に行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現することに繋がっていくものと考えます。自治体の

防ぐことができる。自治体側は、書類作成や郵送コストを削減できる。

以上のように子育てワンストップサービスを利用することは、住民側自治体側それぞれにメリットがあることは目に見えてわかる。

具体的には、予防接種のお知らせを例にすると、対象者情報を抽出し、マイナポータルにプッシュ型で通知。未接種の場合には予防接種の受診もれを防ぐため、行政機関から再度のプッシュ型通知が可能。

また、認可保育園への入所申請であるが、こちらも役所に何度も出向くことなく、電子申請機能により入所申請が簡単になる。

4 終わりに

マイナンバーカードの普及を図るためには、マイナンバーカードの機能をフルで活用し、住民の皆様にもその利便性を実感していただくことが重要であると考える。

- 皆様にはマイナンバーカードの交付促進に積極的に取り組んでいただきたい。
- 併せて市町村職員の皆様自身もマイナンバーカードの申請を積極的にお願しいたい。
- (注)
- 【資料1】マイナンバーカード総合サイトより
 - 【URL】 <https://www.kojinbangou-card.go.jp/shared/templates/free/documents/konbin-kofu-fukyuu.pdf>
 - 【資料2】総務省より
 - 【URL】 http://www.soumu.go.jp/main_content/000439541.pdf
 - 【資料3】総務省より
 - 【URL】 http://www.soumu.go.jp/kojinbangou_card/03.html
 - 【資料4】内閣官房より
 - 【URL】 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/summary_zentai.pdf

一般財団法人自治総合センターの コミュニティ助成事業について

地域振興課主事（地域企画担当） 別宮 真希子

はじめに

今、全国の市町村が「地方創生」に取り組んでいます。なぜなら、人口減少に歯止めが利かず、大都市との差は開くばかりの状況の中、地域経済は疲弊しており、少子高齢化の最前線に立つ地方には、自らが知恵を絞り、行動すること、この先も『生き残っていく』ことが求められているからです。しかし、その道程は容易ではないでしょう。

地方の若年世代が大学進学や就職を契機に都市部へ流出してしまい、そのまま戻らない状況は最近始まったことではありません。地方の過疎と都市の過密は積年の問題でした。

しかしながら、平成二十年をピークに日本全体が人口減に転じ、止まらない少子高齢化と東京一極集中への有効的かつ即効的な対策を打ち出せないままでいる現在、地方は深刻な人手不足に陥っています。そのため、国は、地方創生版三本の矢「情報・人材・財政」によって地方の支援を行うため、『まち・ひと・しごと創生基本方針2016』を定め、地域の特性に応じた「しごと」を創出し、地方への「ひと」の流れをつくる政策を重要な柱として掲げました。

そうした中で、必要に迫られて自らの足元を見つめたとき、特に平成の大合併を契機としてあらためてその存在意義が見直されている『地域コミュニティ』の重要性に、市町村は気付い

たことと思います。住民にとって身近な存在である地域コミュニティが活気に満ちあふれていること、すなわち、地域コミュニティがこれからも存続していけることが、市町村の生き残りに直結するのではないのでしょうか。

地域コミュニティは単一ではありません。それぞれに違った魅力があり、それぞれに問題を抱えています。それをどう輝かせ、どう解決するのか。市町村の積極的な支援と協働関係のもと、地域コミュニティ自身がそのことを考えていく必要があります。

本稿では、市町村の地域コミュニティの活性化に資するよう、一般財団法人自治総合センターの「コミュニティ助成事業」について紹介します。

「コミュニティ助成事業」について

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として「コミュニティ助成事業」を実施しています。

表1 平成29年度コミュニティ助成事業一覧表

事業名	事業内容	事業実施主体	助成額等
一般コミュニティ助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業	・市町村が認めるコミュニティ組織 ・市町村	助成割合：10/10 100万円から250万円まで
コミュニティセンター助成事業	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業	・市町村が認めるコミュニティ組織 ・市町村	助成割合：3/5以内 上限1,500万円まで
地域防災組織育成助成事業	（自主防災組織育成助成事業） 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業	・市町村が認める自主防災組織 ・市町村	助成割合：10/10 30万円から200万円まで
	（消防団育成助成事業） 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業	・消防団を有する市町村、広域連合及び一部事務組合	助成割合：10/10 50万円から100万円まで
	（女性防火クラブ育成助成事業） 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業	・市町村 ・広域連合及び一部事務組合	助成割合：10/10 100万円まで 防火防災訓練用資器材の整備は60万円まで
	（幼年消防クラブ育成助成事業） 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業	・市町村 ・広域連合及び一部事務組合	助成割合：10/10 40万円まで
	（女性消防隊育成助成事業） 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となるD-1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に関する事業	・女性消防隊を有する市町村、 広域連合及び一部事務組合	助成割合：10/10 100万円まで
	（少年消防クラブ育成助成事業） 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資器材の整備に関する事業	・少年消防クラブを有する市町村、 広域連合及び一部事務組合	助成割合：10/10 100万円まで
	青少年健全育成助成事業	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト	・市町村が認めるコミュニティ組織 ・市町村
共生の地域づくり助成事業	地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業	・市町村	助成割合：10/10 1,000万円まで ソフト事業は500万円まで
地域の芸術環境づくり助成事業	企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用等の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業	・市町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会	助成割合：10/10 500万円まで
地域国際化推進助成事業	多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業	・市町村が認めるコミュニティ国際交流組織	助成割合：10/10 200万円まで
活力ある地域づくり助成事業	（地域資源活用助成事業） 地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する、特色あるソフト事業。（実行委員会等が実施するソフト事業に対して、助成対象団体が助成を行う場合を含む。）	・市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等	助成割合：10/10 200万円まで
	（広域連携推進助成事業） 複数の助成対象団体が共同して（申請後の合併により単独市町村となる場合や隣接していない場合及び都道府県をまたがる場合を含む）、広域的な連携を目的として実施するソフト事業、及び平成11年7月16日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的として実施するソフト事業。（実行委員会等が実施するソフト事業に対して、助成対象団体が助成を行う場合を含む。）	・市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等	助成割合：10/10 200万円まで
	（活力ある商店街づくり助成事業） 市（区）町村が、中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等により実施する事業で、商店街のイメージアップまたは集客力の向上に資する施設や設備等の整備に関する事業	・市町村	助成割合：10/10 1,000万円まで

各事業の共通事項

〈対象となる要件〉

コミュニティ助成事業の対象となる事業は、次の要件を満たしていることが必要です。

①宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものの

②国の補助金及び地方債を充当していないもの
(地域の芸術環境づくり助成事業は除く)

③当該年度の四月一日以降に実施し、三月三十一日までに完了するもの

④原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの

〈対象とならないもの〉

①助成対象団体の補助事業(単なる資金供与だけのもの)を実施するための財源の一部又は全部に助成金を充当するもの

②複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業、従来から実施しているものの財源の組替えや参加者負担等の軽減を主とする事業

ただし、既存事業にあっても大幅な内容変更がある場合については対象となります。

③次のものを含む事業

・土地の整備(取得、造成を含む)

・既存施設、中古品の購入

・既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去

ただし、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品及びコミュニティセンター助成事業における大規模修繕並びに共生の地域づくり助成事業におけるバリアフリー化工事に係る修理・修繕は助成対象です。車両(乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む)

なお、共生の地域づくり助成事業では対象となる車両もあります。

・娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等
・銃、刀剣類

・住民個人宅に設置されるもの
・宗教に関する施設及び設備等の整備

・自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するもの

④土地を要する事業を実施する場合(コミュニティセンター建築の他、広場整備やベンチの設置等)で、次に該当するもの

・登記簿謄本の権利部(乙区)に抵当権等の権利関係が付着しているもの(含む抹消登記未済)

なお、事業実施後に抵当権等が付着することがないようにしてください。

・相続手続き未済のもの

・所有者全員の承諾書等が得られないもの

⑤ソフト事業(活力ある地域づくり助成事業は除く)において、補助金や事業の全部が外部

委託となる事業(事業実施主体の関与が低い事業で、事業計画・収支予算書の内容からそれと判断される場合も含む)

宝くじの社会貢献広報

宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行う必要があります。なお、表示にかかる経費は助成対象です。

また、広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行ってください。



〈留意事項〉

①宝くじの社会貢献広報事業を告知するデザインは、自治総合センターホームページの「宝くじ社会貢献広報」表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。表示についてはカラーで行い、モノクロの表示は不可です。ただし、単色刷りの広報誌・チラシなど場合はモノクロ表示を可とします。

②広報表示については広報効果が最大限発揮できるように、表示箇所について特段の配慮をお願いします。なお、実績報告の際に宝くじの社会貢献広報が確認できない場合は、助成の要件を満たさなくなりますので留意してください。

③広報誌等に事業の紹介記事を掲載する際は、事業の様子を撮影した写真を挿入するなど、広報効果が最大限に発揮できるように配慮してください。

事業内容の変更

事業の内容に変更がある場合は、必ず事前に自治総合センター担当者に連絡をし、協議のうえ承認を受けてください。事業が終了した後、実績報告の段階で、助成決定内容と実際の事業内容に相違が生じている場合は、その決定内容を取り消し、助成金が交付されないことがありますので注意してください。

コミュニティ助成事業の担当課

表 2 (平成28年4月現在)

事業区分	徳島県担当課
一般コミュニティ助成事業 コミュニティセンター助成事業 青少年健全育成助成事業 共生の地域づくり助成事業 活力ある地域づくり助成事業ア～ウ	地域振興課
地域防災組織育成助成事業ア	とくしまゼロ作戦課
地域防災組織育成助成事業イ～カ	消防保安課
地域の芸術環境づくり助成事業	とくしま文化振興課
地域国際化推進助成事業	国際企画課

おわりに

一般コミュニティ助成事業では、例年、地域の祭りに関係した申請が多く寄せられますが、古くなった神輿や屋台などの修繕を行うことで地域の伝統文化を次世代へ継承していくことができます。さらに、過疎化による担い手不足などの理由で一旦は途絶えていた祭りが、世代を超えた地域のつながりを考える中で、あらためてその貴重さが実感され、最近になって復活したものもあります。

また、高齢者や小さな子どもでも利用し易いように施設の整備を行ったことで、人が集まる場所や機会が増え、地域住民同士のコミュニケーションが活発になった例もあります。一般コミュニティ助成事業や地域防災組織育成助成事業はよく活用されていますが、表1のとおり、他にもさまざまな事業がありますので、各市町村において何か事業を企画される際には、要綱や留意事項をご覧ください、積極的に活用していただきたいと思います。

「地域ベンチャー留学」に見た 「四国の右下」移住・定住促進施策について

南部総合県民局経営企画部主事（地域振興担当） 棚野吉彦

1 はじめに

南部圏域ではどの市町村も人口減少が進んでいる。原因は言うまでも無く過疎・高齢化に起因する。この状況に歯止めをかけるには、若い世代の移住・定住が重要になってくる。そこで平成二十七年四月に「サテライトオフィスの更なる誘致拡大」と「地域を活性化したいと考える若い世代にターゲットを絞った戦略的な移住・定住促進」を目的とした南部圏域五市町村と南部総合県民局でつくる「四国の右下」若者創生協議会が立ち上げられた。私は、この協議会の事業のうち今年度行われた大学生向けの「実践型インターンシップ」に注目して南部県民局の取り組みを紹介していきたい。

2 「地域ベンチャー留学」 （「四国の右下」未来づくりラボ人材育成事業）

今年度は新たな事業として、NPO法人ETICや地域企業と連携して、大学生向けの「実践型インターンシップ」である「地域ベンチャー留学」が行われた。

1 「地域ベンチャー留学」の概要

「体験型インターンシップ」ではなく、地元企業の経営革新や、将来ビジョン実現のための課題の解決プロセスの一部を四週間のプロジェクトとして設計し、意欲の高いインターン生が課題解決に取り組む。

2 対象者

大学生（主に1～2年生）

3 「地域ベンチャー留学」実施の流れ

「地域ベンチャー留学」は次の九項目の内容に沿って事務局（ETIC）、地域コーディネーター（南部総合県民局）、大学、町役場等の連携により実施。

- I 受入れ企業の検討
- II 受入企業のプロジェクト設計
- III 参加者（大学生）募集
- IV 参加者と地域企業のマッチングフェア
- V エントリー説明会・個別説明会・事務局面談
- VI コーディネーター面談、企業面接
- VII 学生向け事前研修
- VIII インターン実施
- IX 振り返り研修

4 インターンシップフェア

六月十八日までにIからIIIを実施した後、六月十九日に地域ベンチャー留学インターンシップフェアが、AP渋谷道玄坂 波東シネタワー（東京都渋谷区）で開催された。

フェアでは参加を検討している学生九十三名と各地域とのマッチングイベントが行われた。参加地域は宮城県気仙沼市、石川県能登、茨城県県北、長野県塩尻市・辰野町、高知県・愛媛県、徳島県南部の六地域。徳島県のブース座談会には五十六名の参加があった。

5 夏休みを利用した 長期のインターンシップ

VからVIIをフェア終了後から八月下旬までに実施後、学生の受入れが行われた。学生のインターンシップ先としては、美波町の「株式会社、牟岐町の「株式会社大竹組」・「株式会社オキタ」および海陽町の「株式会社トータス」の四社が選定され、それぞれの企業に二名が参加した。学生たちは夏休み期間である八月〜九月に約一ヶ月間実施した。南部地域で生活をしながら受入企業の業務体験を行いながら、プロジェクト課題の解決に取り組んだ。終了時にはプロジェクト課題の解決プロセスや成果について発表会が行われた。

学生たちの主な活動

企業1 「株式会社あわえ」

●企業が期待する成果
地域特性を魅力的なものだと気付き、コンテンツ化、発信する

●インターンシップの課題

- ① odor. (株式会社あわえ) が全面プロデュースを行っているレストランの販路拡大
- ② odor. の知名度を上げる
- ③ ウミガメバーガーを広めるために、チャレ



ンジショップでバーガーを千個売る。
販売した商品・ヒメガメ(ウミガメバーガー 第二弾)

●取り組みの一部

- ・日和佐のお店にピラ配り
- ・県民局/役場へ訪問販売
- ・facebook/instagram
- ・道の駅でピラ配り
- ・店のレイアウトを目立つように変更
- ・ラジオ出演
- ・新聞二誌に掲載
- ・「とくしまマルシェ」で無料券配布

●成果の一部
九月五日に目標の千個達成した(販売開始は八月二十日)

課題に対する問題点についても、自分たちの考えを簡潔にまとめていた。

①販路拡大

今後次第。外販として残していくのならば達成。

②知名度向上

チラシや名刺を持って帰った人や興味を示した人が多かったため知名度は向上していると考えられる。

③ウミガメバーガーを広めていきたい

「ウミガメバーガー」よりも「アイスバーガー(ヒメガメ)」を推して宣伝していたので、あまり広められなかった。

企業2 「株式会社大竹組」

●企業が期待する成果

新卒就活学生に、魅力ある企業として選択される。

●インターンシップの課題

リーフレットとポスターを媒体として、大竹組に高卒の若手社員が入ってくるような宣伝ツールを作成する。

●インターンシップのスケジュールの一部

- ・牟岐町巡り
- ・事務作業体験
- ・現場体験
- ・写真撮影
- ・社員募集リーフレット作成
- ・ポスター掲載場所探し
- ・地元高校や工業高等学校への取材
- ・他社の見学
- ・取材を行った高校等へのフィードバック

●成果の一部

従業員や作業現場の写真と取材を活かして、社員募集リーフレットとポスターを作成。牟岐の欠点や魅力を見つけ出し、そこから「空き家の利用」などについて六つの提案が出された。

企業3 「株式会社オキタ」

●企業が期待する成果

移動スーパ―「とくし丸」で高齢者が必要とするサービスについてリサーチした結果を基に、



高齢者に優しい店舗づくり役に役立つ。

● インターンシップの課題

買い物難民支援とおばあちゃん達のコンシエルジュプロジエクト

● 取り組みの一部
・ 店舗内や、車に商品を集め、移動

スーパードとして訪問事業を行っている「とくし丸」でリサーチを行い、結果を九月中旬に改装する店舗づくりに提案。

・ 店舗や「とくし丸」で実際の業務を行う

● 成果の一部

オオキタへの提案として

- ・ 利便性に関する提案
- ・ 商品衛生面に関する提案
- ・ 接客サービスに関する提案
- ・ 楽しさをアップするための提案

といった四つの大枠の提案と、それぞれに複数の具体案が出された。

また、「とくし丸」についても二つの具体案が出された。

企業4「㈱トータス」

● 期待する成果

生地のカット・縫製・仕上げ・発送、藍の栽培作業・染色まで、モノづくりの全工程を体験し、



モノづくりの本質を学び、その価値を情報発信する。

● インターンシップの課題

- ・ トータスをPRするカタログ（パンフレット）の作成
- ・ トータスをPRする動画の作成

● 取り組みの一部

- ・ 藍畑での作業
- ・ ハウスでの作業
- ・ 染めの作業
- ・ 各作業の撮影・編集

● 成果の一部

藍製品が完成するまでの作業工程の体験と、藍そのものに対しての調査から、絵や写真を交えた藍製品を紹介するカタログ（パンフレット）と動画を製作した。



6 おわりに

今回この「地域ベンチャー留学」に参加した若者たちはほとんどが都会の学生であった。学生達のインターンを通しての感想を見てみると、「山や海や川といった自然がある」、「知り合いの知り合いは知り合い」というような、地域の良いところと、「映画館やゲームセンターもなく、若者向けの娯楽が少ない」、「電車は一時間

に一本だったり交通の便が悪い」、「お店の閉店時間が早い」というような都会の若者から見た良くないところが上げられていた。

そしてなにより、「大学の友達やSNSなどで多くの人に町の事を知ってもらいたい、友達をつれてきたりしたい」というような感想があったことが印象に残った。

こうした学生の発表や感想を通して私は二つのことに気づくことができた。

一つ目は、都会の若者が感じる「四国の右下」の長所や短所は、徳島の南部で生活をしている住民が普段から感じている事と大きな違いはないということである。

二つ目は、学生や企業を通して、ひとりでも多くの人に「四国の右下」の情報が発信されること、今回の「地域ベンチャー留学」にとって重要であったということである。

移住施策を進める上の課題として、移住希望者の「仕事の確保」が挙げられる。「四国の右下」ならではの魅力的な企業は数多くあるが、マンパワーの不足により、情報発信力の不足や、経営革新に躊躇する企業は少なくない。これからも南部圏域の企業が継続されることにより、企業の課題解決が進み、「四国の右下」の企業と人の魅力が情報発信され、都市部からの人材誘致が進むことにより、実際の移住・定住につなげていくことが、今後の南部圏域の人口減少問題にとって重要になってくるであろう。

地域おこし協力隊の取り組みについて ～にし阿波の事例から～

西部総合県民局企画振興部主事（にし阿波振興担当） 宮 成 将 也

1 はじめに

近年、全国の自治体において「地域おこし協力隊」の採用・活躍の事例が多く見られ、徳島県内でも様々な場面における隊員の事業展開や活躍、メディア掲載の機会が増えております。

本稿では、地域おこし協力隊の制度概要や、隊員を受け入れたにし阿波（徳島県西部圏域の自治体）の実例を紹介いたします。

2 地域おこし協力隊について

本制度は、主に三大都市圏をはじめとした都市地域に居住する住民を対象に、過疎地域に生活拠点を移していただき、おおむね一年以上三年以上の期間、地方自治体の委嘱等を受けた隊員として「地域おこし活動」を行いながら、任期後の定住・定着を図っていく制度です。総務省が平成二十一年度から始め、自治体の募集経費（上限二百万円）や隊員一人あたりの活動経費（同四百万円）などを支援します。自治体の受け入れ人数に制限はなく、協力隊員は年々増加しています。平成二十七年度は六百七十三団体で二千六百二十五人が活動しました。

「地域おこし活動」の内容としては、次のようなものが挙げられます。

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。

○ **実施主体**：地方公共団体

○ **活動期間**：概ね**1年以上3年以下**

○ **総務省の支援**：

● 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税により財政支援**

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限

（報償費等200万円〔※〕、その他の経費（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円）

※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。）

② 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

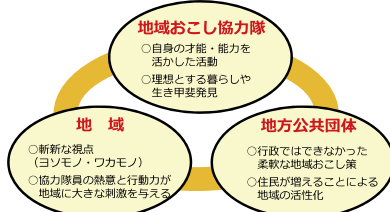
③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限

● **都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税により財政支援（平成28年度から）。**



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移 ⇒ 28年に3,000人を目標に拡充！

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)	2,625名 (2,799名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体

※各年度の特別交付税ベース
※隊員数のカッコ内は、名称を統一した「田舎で働き隊（農林水産省）」の隊員数（26年度：118名、27年度：174名）と合わせたもの。

隊員の約4割は女性

隊員の約8割が20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※H27.3末調査時点

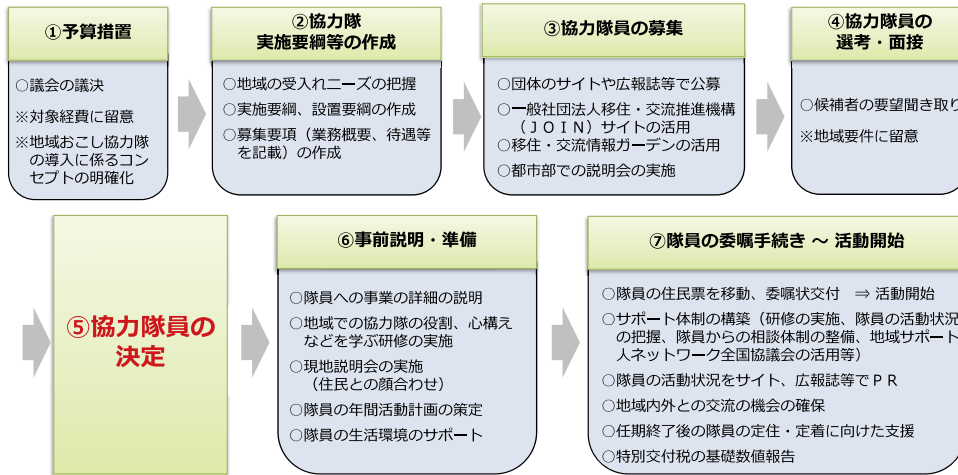
- ① 地域おこしの支援（地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭の復活、地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用など商店街活性化、都市との交流事業・教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信 等）
- ② 農林水産業への従事（農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援 等）

総務省HPより

地域おこし協力隊～活動までの基本的な流れ～

地域おこし協力隊の募集から実際の活動までの一連の流れの中で、地域要件等の地域おこし協力隊に係る諸条件の確認のほか、隊員がスムーズに活動できるよう、活動開始前や活動中における関係者間での取組方針の共有やバックアップなどに留意することが円滑な運営のポイントとなる。

【凡例】○具体的手順 ※留意点



総務省HPより

- ③ 住民の生活支援（水源地の整備・清掃活動等）
- ④ 環境保全活動（不法投棄パトロール、道路の清掃等）
- ⑤ 住民の生活支援（見守りサービス、通院・買物のサポート等）
- ⑥ その他（健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理）

理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催等）

地域おこし協力隊を受け入れる地方自治体は、協力隊の募集から活動開始までの間に、地域要件等の諸条件の確認や隊員が円滑に活動できるような支援づくりをします。また、地域おこし協力隊の活動については、その活動や処遇等を広報し、ホームページ等で公表します。

3 美馬市における取り組みについて

美馬市では人口減少および高齢化が進行しており、地域力の維持・強化を図ることを目的として、平成二十三年度から地域おこし協力隊事業を開始しました。平成二十八年八月一日現在、美馬市内では四名の地域おこし協力隊が活動を行っております。彼らは、次の市の施設を拠点に置き、自らの強みを活かしながら様々な地域おこしの活動を行っております。

・観光交流センター併設カフェ「くるわっか」
健康をテーマにしたカフェ。地元の有機野菜を使った一汁一菜やパスタのランチメニュー、カラダにやさしいスイーツやドリンクを提供しています。
・観光交流センター併設藍染工房
天然藍の染料を使ったハンカチなどの藍

染め体験が出来、手作りの藍染め商品も販売しています。

・交流促進宿泊施設「山人の里」
重清北小学校跡地での交流促進宿泊施設「山人（やまんと）の里」では、手作りピザ体験、うどんやそば打ち体験、炭焼き体験、農林業体験など様々な体験が出来ます。

・サテライトオフィス体験施設「創るSOO」
平成二十八年春より開設。市街地から十数分の山間地にあり、全国でも有数の水質を誇る穴吹川が徒歩圏内にあります。最長一ヶ月滞在可能な施設となっており、短期の合宿にも利用できる施設となっています。

具体的な取り組みは次のとおりです。

「かめのぞき商店」の開催

手作りの藍染め商品や雑貨のほか、古着、古本などを販売しました。やわらかなタッチの似顔絵を見るだけでも楽しめるお店や、カフェ「くるわっか」では玄米おにぎりを特別メニューとして提供し、食としても楽しめる



る催しとなりました。また、藍の種を使った焼き菓子の販売とともに藍の種のお茶の試飲をしました。

「Farm to table」畑から食卓まで

畑を借りて、無農薬無科学無肥料で育てており、育てるところから食べるころまで、みんなで楽しみながら参加し学ぶという趣旨のプロジェクトです。その食材はカフェ「くるわっか」でも提供されており、カフェ「くるわっか」は食の発信拠点となっています。レシピシェア会も開催しており、素材の旨みを最大限に引き出してくれる調理法「重ね煮」のレシピを紹介しています。

「ワイワイガヤガヤ三頭山 やまびこウォーク」の開催

見晴らしのいい標高七百mの三頭山で春の息吹を感じながら、健康づくりをすすめるウォーキングイベントを平成二十八年四月に開催しました。地元の方と連携し開催しましたが、県内各地から参加される方がいて好評でした。

サテライトオフィス誘致への取り組み

市の光ファイバー網の活用および空き家利活用、地域活性化の手段としてサテライトオフィス誘致等に取り組んでいます。地域の人の交流の場も提供しています。

4 三好市における取り組みについて

少子高齢化の進行が著しい三好市でも地域おこし協力隊が活動しています。平成二十七年まで二期十名の地域おこし協力隊が活動し、地域活性化のタネを蒔くとともに「うだつマルシェ」や「マチトソラ芸術祭」など、地域資源を活かしたイベントを通じて、継続的な地域おこしの仕組みを作ってきました。

これらのイベントは、地域外に三好市のファンを増やし、彼らが来訪することで、地域住民が地域の魅力に気づき、「やる気」と「自信」を獲得するという成果が生まれています。

平成二十八年度に三期生として新たに三名を迎えました。

本年度から活動ということで、「協力隊トーク」と題し、市内六町村を回って自分達の活動を周知しながら、地域の方々と交流し、意見を聴いています。それぞれの知識や経験を活かした様々な活動に取り組んでいます。具体的な活動は次のとおりです。

「山茶カフェ」でのメニュー提供

今春オープンした宿泊施設「楽校の宿 あるせ」で七月から月二回程度カフェをオープンして、集客に貢献しています。県外からのお客様も増えているようです。カフェで提供するお菓子メニューを考案しています。

「こどももおとなも W-FW 食堂」でのお菓子教室の開催

子ども・大人どなたでも参加できる、夕食を食べられる場所として、月一回開催しています。夕食までの時間に開催される各種ワークショップとして参加し、「こどもお菓子教室」では、みんなで一緒に作って食べる交流の場を提供します。

「三好の旬感ショップ」の運営

facebookで三好市の情報を発信したり、農作物をメインとしたインターネット販売や、農産物の卸売・店頭販売へのアプローチを行っています。

「つたくらプロジェクト」

伝える暮らしワークショップ（通称…つたくら）は休耕地を利活用して、昔からある知恵を知り、地元の方と交流する参加型の通年イベントです。地域おこし協力隊一期生が考案し、代々受け継がれています。このプロジェクトの目的は休耕地を昔の風景に取り戻すこと及び、休耕地の作物に価値を見出し、販売に繋げることで、耕作放棄地や休耕地の日々の管理（草刈・剪定）なども行っています。

インターンシップのサポート

うだつマルシェを運営するNPO法人マチトソラが徳島大学の学生さんのインターンシップを受け入れました。準備からサポートとして関

わり、うだつマルシエのマーケティング調査を行いました。今後は他の組織についてもインターンシップ事業の支援を行う予定です。



5 つるぎ町における取り組みについて

つるぎ町は、平成二十七年より地域おこし協力隊が活動しており、現在二名の地域おこし協力隊が知識や経験を活かし活動しています。

一宇久敷地区を中心に活動していますが、その他の地区にも出向き、町全体で活動しています。地域の方と関わり合いながら、町の魅力を掘り起こし、メディアやSNSで積極的に発信されています。一宇久敷地区からモデルケースができ、他のエリアにまで波及していくことが期待されています。

急傾斜地農業の世界農業遺産登録を目指して

つるぎ町を含む県西部では、山間部の急傾斜地農業を世界農業遺産に認定するための活動が行われています。その傾斜地農業や文化について調査し、資料作成を行うなど、認定の後押しをしています。

世界農業遺産 (GIAS) とは？

伝統的な農業・農法を核として、生物の多様性、優れた景観等が一体的となって保全・活用される世界的に重要な農業システムを国連食糧農業機関 (FAO) が認定するもの。現在、世界十五カ国三十六地域が認定されており、日本では八地域が認定されています。

写真展の開催

生活の様子や特色を表した写真展を道の駅・貞光ゆうゆう館で開催しました。

旧町村ごと数週間ずつ展示しました。中には地域おこし協力隊本人が撮影した写真もあり、地元住民の方々の支援を受けながら開催しました。

写真で見る昔からの地域の生活の様子をうかがい知ることのできるものとなりました。



「古民家再生プロジェクト」

一宇地区の古民家を活用する方法を考えて下さいとの要望があり、現在、実地調査を行っているところです。情報発信していく窓口として利用することを検討しており、ターゲットとしては東京を中心とした二十〜三十代の女性に向

けてを考えています。

地元小学校との連携

地元小学校で剣山の急傾斜地農業についての授業を行っています。また、興味のある子ども達と一緒に集落へ赴き、かやぶき屋根や農法についてのお話を聞き、次世代へと繋いでいこうとしています。

6 おわりに

にし阿波の地域おこし協力隊の活動を見てみると、地域資源の掘り起こしや新たな価値を生み出すなど、柔軟な発想で地域活性化に貢献されています。違った目線で新たな価値観を生み、発信することにより地域に賑わいをもたらしています。

協力隊員の方々の約六割は、任期終了後同じ地域に定住しています。彼らが引き続き地域に定住し、新たな地域の魅力を生み、またさらなる移住者が増えていくことを期待します。実際、元隊員たちが企画し、残っていた活動に影響を受け、地域おこし協力隊員となって活動している隊員もいます。こうした地道な取り組みは少しずつ拡がり、地域が活性化に繋がっていくと考えます。私たち行政は、協力隊員だけの活動にすることなく、地域を巻き込みながら、継続性のある取り組みにして、活性化につなげていかなければいけないと思います。

こちら編集部

「スマホ老眼」急増中

スマホは、すごく便利ということで、一日に見つめる時間はどんどん伸びていますよね。

友達からも家族からもメールやLINEが飛んできます。

私の妻も例外ではなく、常にスマホに依存し、ゲームにどっぷりはまったり、私が横で何か言っても、何も答えず無視しているようなので「聞こえてるのか？」と言うと、「今LINEしているから黙って！」と言われる。ムカッと腹立ちますよね。スマホ依存度上昇中です。

そんなことが影響してか、妻は年齢もそこそこでして、老眼の兆候も出ていましたが、最近特に「近くのもの」がぼやけて見える」「ピントが合いづらい」など、本来の老眼がスピードアップしているようです。

そこで、「スマホ依存と老眼の関係は？」と、ネットを見ると、あるわあるわ情報いっぱいです。

目はモノを見るときに、“水晶体”という透明な組織の厚さを変えてピントの調節を行っている。この“水晶体”の厚さを変えるのが“毛様体”という筋肉。

近くを見るとき＝水晶体が厚くなる（筋肉が緊張）

遠くを見るとき＝水晶体が薄くなる（筋肉がリラックス）

ところが、加齢により、この“水晶体”が硬くなり、また“毛様体”も衰えることでピント調節が上手くできない状態となることが「本来の老眼」。

対して、加齢による老眼でないにもかかわらず、PCやスマホの使いすぎによって、毛様体が緊張して凝り固まり水晶体の厚さを変えることができない状態となることが「スマホ老眼」。慢性化すると本当の老眼への進行を速めてしまったり、加齢による老眼も悪化する恐れがあるとのこと。

妻もこれかと納得し、その改善対策を指導したところです。

その改善対策については、ネットをご覧ください。

でも、くれぐれも見すぎないように……。

N

昨年父親が84歳で車の免許を返納しました。

車の運転は特に問題がなかったように見えたのですが、本人は時々危ない経験をしていたみたいで、大きな事故を起こす前に返納を決意したそうです。

車を運転しなくなって、毎日買い物に出かけていたのが、週末家族の運転で出かけるか、タクシーを使って出かけることしかできなくなったことで、不便になったと言っていました。都会と違って、車が生活の必需品となっている地方では、高齢者が免許返納を決意することは、とても切実なものなんだと実感しました。

H

阿波の自治より募集のお知らせ

写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとおきおきのニュースをお待ちしております。

原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

阿波の自治 vol.89

平成 28 年 12 月 発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

みなさ～ん
宝くじは徳島県内で
買ってね。



阿波踊りクーちゃん

宝くじのイメージキャラクター「クーちゃん」です。

なぜ県内で買って欲しいのかって？それは、徳島県内で売られた宝くじの収益金は、徳島県の収入になるからだよ。そうしたお金が道路や橋、学校、公園の整備など県内の公共事業に使われているからさ。みんなの豊かな生活のためにたいへん役立っているのです。